

中国地方の裁定申請に関する裁定申請者及び申請に係る 放送事業者への意見聴取結果について

目 次

(01)	日本海ケーブルネットワーク株式会社 × テレビせとうち株式会社	1
(02)	株式会社鳥取テレトピア × テレビせとうち株式会社	5
(03)	株式会社中海テレビ放送 × テレビせとうち株式会社	9
(04)	鳥取中央有線放送株式会社 × テレビせとうち株式会社	13
(05)	山陰ケーブルビジョン株式会社 × テレビせとうち株式会社	17
(06)	出雲ケーブルビジョン株式会社 × テレビせとうち株式会社	21
(07)	三原テレビ放送株式会社 × テレビせとうち株式会社	25
(08)	株式会社東広島ケーブルメディア × テレビせとうち株式会社	28
(09)	尾道ケーブルテレビ株式会社 × テレビせとうち株式会社	32
(10)	Kビジョン株式会社 × 株式会社広島ホームテレビ	36
(11)	Kビジョン株式会社 × 株式会社テレビ新広島	39
(12)	Kビジョン株式会社 × 広島テレビ放送株式会社	42
(13)	Kビジョン株式会社 × 株式会社中国放送	46
(14)	株式会社アイ・キャン × 株式会社広島ホームテレビ	50
(15)	株式会社アイ・キャン × 株式会社テレビ新広島	53
(16)	株式会社アイ・キャン × 広島テレビ放送株式会社	56
(17)	株式会社アイ・キャン × 株式会社中国放送	60

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 日本海ケーブルネットワーク株式会社 × (放送事業者) テレビせとうち株式会社】

＜以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。＞

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○ テレビせとうち(以下「TSC」という。)からいただいている直近の同意書(平成9年2月28日付)の有効期限は「平成9年4月1日～平成10年3月31日」です。有効期限前の平成10年3月にTSCに電話確認したところ、「同意書はいつ発行できるかわからない」旨の発言があり、同年4月1日までにTSCからの同意書が届かなかったため、期限切れとなってしまいました。</p>	<p>●日本海ケーブルネットワークとは平成9年4月1日から平成10年3月31日までの1年間を期限として再送信の同意をした。平成9年12月から区域外再送信には同意しないこととなり、資料から推測してその旨を通知したと思われる。その後、日本海ケーブルネットワークからは更新申請があったが、その都度、同意できない方針に変更がないことを電話で通知した。当社としては同意していない以上、いずれかの時点で再送信は停止されるものと思っていた。</p>
	協議の申し入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申し入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのなら、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申し出はあったか。申し出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申し出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのなら、その内容はどのような</p>	<p>○平成10年2月18日付で、弊社担当者からTSC様宛に平成10年度の「再送信同意申込書」を郵送していますが、この申込書郵送に前後して弊社担当者がTSCに電話確認(平成10年3月9日)したところ、ポケモン事件(平成9年12月16日)や系列キー局の方針などから、「同意書はいつ発行できるかわからない」旨の回答がありました。</p> <p>また、この電話でTSC担当者からは「著作権の問題など内部で検討しなければならないことがある」「ポケモン事件もあり、系列局としてどのように対応するかも問題」などのお話もありました。</p> <p>平成11年以降も毎年2月に同意申込書を郵送していますが、TSCからはそ</p>	<p>●更新申請に対し電話で回答しているが面談での協議は行っていない。申し出による協議は次のとおり。</p> <p>●協議の申し出 平成19年1月下旬ごろ日本海ケーブルネットワークより面談したいとの連絡があり、2月8日に総務部長葛原が日本海ケーブル徳田常務と鳥取テレビアと面談した。2社からは区域外再送信に同意してほしいとの申し出があったが、当社としては区域外再送信に同意していないことを説明。今後引き続き、協議したいとの申し出があった。</p> <p>●対応 当社葛原は今後の協議について同意した。</p>

		<p>ものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>	<p>の都度電話で「同意書は出せない」旨の連絡を受けています。しかし、再送信することへの言及は受けておりません。</p>	<p>●協議の内容</p> <p>平成19年2月27日、3月23日、4月11日、5月15日に当社で協議を行った。当社は常務平崎、総務部長葛原が対応。日本海ケーブルの徳田常務等と協議した。協議は中海テレビ、鳥取テレビピア、鳥取中央有線と合同で行なった。日本海ケーブルネットワークなど各社からは改めて再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現段階では同意しない方針に変更がない旨を説明。また、区域外再送信の問題は地域免許制度との整合性や著作権の問題などで民放連をはじめ、他の地区でも問題となっている複雑な問題であり、すぐに結論が出る問題ではないが、引続き当事者間で協議を行っていききたいとの要望を伝えた。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があるかと認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(Kビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○違法とは認識していませんでした。</p> <p>平成10年4月以降、同意書はいただけていませんが、弊社からは毎年、同意申込書を郵送し、再送信をお伝えして同意をお願いしています。</p> <p>TSCから再送信自体への言及や放送中止を求められたことはなく、暗黙に了解していただいているものと判断していました。</p> <p>また、過去に同意を得ていた期間があり、期限切れがただちに違法になるとは認識していませんでした。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていたことがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○TSCから再送信していることへの言及や放送中止を求められたことはなく、再送信につきましても暗黙に了解していただいているものと理解していました。</p> <p>過去に再送信に同意していただいていた期間もあり、期限切れがただちに違法になるとは認識していませんでした。</p>	<p>●同意をしていない以上再送信を停止するのは当然のことであり、当社としては有線放送事業者が自らの判断のもと、再送信が停止されるものと思っていたので停止を求めなかった。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はな</p>	<p>○平成19年2月8日の交渉の中でTSC</p>	<p>●同意がないという認識である。同意書を</p>

		いものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。	から「流すなどと言わない」旨の発言があり、現状のアナログ再送信については「暗黙の了解」が得られているものと理解していました。	出していない以上、不同意であり、そのことは当該事業者も認識しているはずである。
協議の意向	○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。 ●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。	○中国総合通信局から「平成 19 年 5 月 31 日までに適法な状態に是正」するよう指導(平成 19 年 4 月 19 日付)があり、「期限までに適法な状態に是正できない場合には、法令に基づき相当の措置を執ることがある」との指摘を受けました。 TSCからは継続協議の意向が示されましたが、このまま協議を続けても同意が得られる見通しが立たなかったため、裁定申請に踏み切りました。	●先に申し述べた通り、協議を引き続き行う用意はある。区域外再送信の問題を解決するためには、地域免許制度と有線テレビジョン放送法との整合性が図られることや、著作権問題の解決が必要である。こうした問題は当社 1 社のみが解決できる問題ではなく、民放連やキー局も含めた業界全体のルール作りが必要である。こうしたルール作りがなされれば、当事者間の協議によってこの問題の解決も可能ではないかと考える。	
同意の条件	○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。 ●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。			
九州の大臣裁定	○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。	○九州の大臣裁定結果は、受信者の利益保護の観点から公正で的確な判断と高く評価しています。 再協議、解決の可能性は、発局であるTSC及び、キー局のテレビ東京の対応次第であろうと考えています。 九州の裁定結果を受け、同意を前提に協議してもらえるのであれば、裁定に依らない解決も可能と考えています。	●今回の裁定はこれまでの判断を踏襲した形であり、放送事業者側の主張は反映されていない。裁定に放送事業者の意見が反映されていない以上、今回の裁定結果が当社の主張に影響を及ぼすことはなく、問題解決につながるとは考えられない。また、大分の事例はアナログ再送信は同意しているが、デジタル再送信は同意しないという事例であり、当社は区域外再送信そのものに同意していないという点が異なっている。	

将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等を超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限を超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>○発局同意が再送信の必要条件である以上、「正当な理由」がない状態で同意を拒まれれば、ケーブル事業者としては大臣裁定を申請するしか受信者を保護する手段がないのが実情です。</p> <p>社内体制面では、今後とも再送信同意期限の管理を徹底し、期限切れ等の事態が発生しないよう努めます。</p>	<p>●当社としては、同意すべきとの大臣裁定が出た場合、有線テレビジョン放送法第13条8項の規定により、裁定によって同意がなされたのと同じ状況であるので、同意書そのものの交付が不要であると理解している。</p>
----	--------	---	---	---

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 株式会社鳥取テレピア × (放送事業者) テレビせとうち株式会社】

<以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。>

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○テレビせとうちからいただいている同意書は、開業当初の1年(平成11年10月19日付)、有効期限は「平成12年7月1日～平成13年6月30日」です。当時、テレビせとうちでは、他社に対し同意書を発行していないとのこと日付は、明確ではありませんが、平成13年6月に電話したところ弊社に対しても「同意書は発行できない」とのことであり平成13年7月以降は、期限切れとなりました。</p>	<p>●鳥取テレピアとは平成12年7月1日から平成13年6月30日までの1年間を期限として再送信の同意をした。平成13年6月に更新の申請があったが、8月に区域外であるため再送信は同意できないとの通知を電話で行なった。その後、鳥取テレピアからは更新申請があったが、その都度、同意できない方針に変更がないことを電話で通知した。</p> <p>当社としては同意していない以上、いずれかの時点で再送信は停止されるものと思っていた。</p>
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申出はあったか。申出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのような</p>	<p>○「同意書は、発行できない」とのことでしたが、他社でも再送信同意申込書は、提出しているとのこと有効期限前日の平成13年6月29日付で再送信同意申込書を郵送いたしました。</p> <p>平成13年8月4日にテレビせとうち総務部より弊社制作部若狭に電話があり会社の方針として同意書は出せないと連絡が再度ありました。</p> <p>ただし、その時点でテレビせとうちから再送信を停止して下さいとは言われませんでした。</p>	<p>●更新申請に対し電話で回答しているが面談での協議は行っていない。</p> <p>申し出による協議は次のとおり。</p> <p>●協議の申し出</p> <p>平成19年1月下旬ごろ日本海ケーブル、鳥取テレピアより面談の申し出があり、2月8日に当社にて総務部長葛原が鳥取テレピア小島社長と日本海ケーブルの担当者と面談を行なった。2社からは区域外再送信に同意してほしいとの申し出があったが、当社としては区域外再送信に同意していないことを説明。今後引き続き、協議したいとの申し出があった。</p> <p>●対応</p> <p>当社葛原は、今後の協議について同意した。</p>

		<p>ものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>		<p>●協議の内容</p> <p>平成19年2月27日、3月23日、4月11日、5月15日に当社で協議を行った。当社は常務平崎、総務部長葛原が対応。鳥取テレピア小島社長等と協議した。協議は中海テレビ、日本海ケーブル、鳥取中央有線と合同で行なった。鳥取テレピアなど各社からは改めて再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現段階では同意しない方針に変更がない旨を説明。また、区域外再送信の問題は地域免許制度との整合性や著作権の問題などで民放連をはじめ、他の地区でも問題となっている複雑な問題であり、すぐに結論が出る問題ではないが、引続き当事者間で協議を行っていきたいとの要望を伝えた。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があるかと認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(Kビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○違法とは認識していませんでした。</p> <p>平成13年7月以降同意書は、いただいておりますが毎年同意申込書を郵送し再送信をお伝えして同意をお願いしております。</p> <p>過去に同意を得ていたこともあり期限切れがただちに違法になるとは認識していませんでした。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていることがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○テレビせとうちより再送信の停止を求められたこともなく「暗黙の了解」をしていたというものと理解しておりました。</p>	<p>●同意をしていない以上再送信を停止するのは当然のことであり、当社としては有線放送事業者が自らの判断のもと、再送信が停止されるものと思っていたので停止を求めなかった。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○平成19年2月8日、日本海ケーブルネットワーク及び弊社との共同交渉の中で、テレビせとうちから「流すなどは言わない」との発言があり、現状のアナログ再送信については、「暗黙の了解」が得られているとの理解をしていました。</p>	<p>●同意がないという認識である。同意書を出していない以上、不同意であり、そのことは当該事業者も認識しているはずである。</p>

	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○中国総合通信局から「平成 19 年 5 月 31 日までに適法な状態に是正」するよう指導(平成 19 年 4 月 19 日付)があり「期限までに適法な状態に是正できない場合には、法令に基き相当の措置を執ることがある」との指摘を受けました。</p> <p>このまま協議を継続しても同意が得られる見通しが立たなかったため裁定申請に踏み切りました。</p>	<p>●先に申し述べた通り、協議を引き続き行う用意はある。区域外再送信の問題を解決するためには、地域免許制度と有線テレビジョン放送法との整合性が図られることや、著作権問題の解決が必要である。こうした問題は当社 1 社のみが解決できる問題ではなく、民放連やキー局も含めた業界全体のルール作りが必要である。こうしたルール作りがなされれば、当事者間の協議によってこの問題の解決も可能ではないかと考える。</p>
	同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>		
	九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○受信者の利益保護の観点から CATV 会社の主張が認められた的確な判断と考えております。放送事業者が九州の裁定を受け同意を前提に再協議して頂けるのであれば裁定によらない解決も可能と考えております。</p>	<p>●今回の裁定はこれまでの判断を踏襲した形であり、放送事業者側の主張は反映されていない。裁定に放送事業者の意見が反映されていない以上、今回の裁定結果が当社の主張に影響を及ぼすことはなく、問題解決につながるとは考えられない。また、大分の事例はアナログ再送信は同意しているが、デジタル再送信は同意しないという事例であり、当社は区域外再送信そのものに同意していないという点が異なっている。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限が超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どの</p>	<p>○正当な理由がなく同意を拒まれればケーブル事業者としては大臣裁定を申請するしか受信者の権利を守る手段がありません。</p> <p>社内体制面については、今後とも再送信同意期限を徹底し、期限切れ等の事態が発生しないようチェック体制充実に努めます。</p>	<p>●当社としては、同意すべきとの大臣裁定が出た場合、有線テレビジョン放送法第 13 条 8 項の規定により、裁定によって同意がなされたのと同じ状況であるので、同意書そのものの交付が不要であると理解している。</p>

		よに対応するのか。同意書は交付するか。		
--	--	---------------------	--	--

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 株式会社中海テレビ放送 × (放送事業者) テレビせとうち株式会社】

<以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。>

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○平成6年11月1日に平成7年4月1日から平成8年3月31日までの同意書を受領いたしました。弊社の記録から推察しますと、同意期限が過ぎていることに気がついたのは、近隣局が同意書を頂けないという情報を得た平成9年12月頃と思われる。気がつかなかった理由としては、他の区域外放送局の同意期限が自動更新であり、同様の判断を行ったもの考えられます。</p>	<p>●中海テレビ放送とは平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間を期限として再送信を同意した。その後、平成9年12月に区域外再送信は同意しないこととなり、平成9年12月末に中海テレビの担当者が来社してその件について話をした。その後、中海テレビからは更新申請があったが、その都度、同意できない方針に変更がないことを電話で通知した。当社としては同意していない以上、いずれかの時点で再送信は停止されるものと思っていた。</p>
	協議の申し入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申し入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申し出はあったか。申し出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申し出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのような</p>	<p>○平成9年12月25日付けにて、再送信同意申込書(継続)を郵送しましたが、同意書は発行して頂けませんでした。当時の統括部長(現在退職)が、今後の対応について</p> <p>TSCに対し電話にて相談を致しました。日時は記録が無いため不明ですが、平成9年12月か、平成10年1月と記憶しています。回数は1回程度。電話の内容は、記録が無いために確かではありませんが、「同意書は発行しないが、従来通りの取り扱いでよい。」という主旨の回答だったと記憶しています。</p>	<p>●平成9年12月末来社以降は、更新申請に対し電話で回答しているが面談での協議は行っていない。</p> <p>申し出による協議はつぎのとおり。</p> <p>●協議の申し出</p> <p>平成18年11月に中海テレビより、面談したいとの電話連絡があり、11月9日に総務部長葛原が中海テレビ加藤取締役と面談した。中海テレビからは区域外再送信について同意をしてほしいとの申し出があったが、現在のところ区域外については全て同意しないという方針に変わっていないことを説明した。中海テレビからは引き続き協議をしていきたいとの申し出があった。</p> <p>●対応</p>

		<p>ものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>		<p>当社葛原は今後協議をしていくことについて同意した。</p> <p>●協議の内容 平成19年1月29日、2月27日、3月23日、4月11日、5月15日に当社で中海テレビとの協議を行なった。当社は常務平崎、総務部長葛原が対応。中海テレビの秦野社長、池山取締役などと協議した。中海テレビからは改めて再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現段階では同意しない方針に変更がない旨を説明。また、区域外再送信の問題は地域免許制度との整合性や著作権の問題などで民放連をはじめ、他の地区でも問題となっている複雑な問題であり、すぐに結論が出る問題ではないが、引続き当事者間で協議を行っていきたいとの要望を伝えた。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があるかと認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(Kビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	○前項に記したように口頭により同意されたものと考えたため、違法であるという認識はありませんでした。	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていたことがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	○上記と同様な理由により、違法状態であるという認識は持っていませんでした。ゆえに、再送信を停止することは考えませんでした。TSCからも、「再送信の停止」について指示、要請を受けたことはありませんでした。平成11年12月26日付の電話での会話記録の中に、「同意書が無くては今まで通りでよい。申込書の提出は不要です。」というTSCの発言を記録しております。このような状況から、事実上の「再送信の同意」と判断し、裁定申請の必要性も考えませんでした。	●同意をしていない以上再送信を停止するのは当然のことであり、当社としては有線放送事業者が自らの判断のもと、再送信が停止されるものと思っていたので停止は求めていない。
現在	同意の認識	○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、	○書面での合意はないものの、同意があるという認識であります。根拠としては、平	●同意がないという認識である。同意書を出していない以上、不同意であり、そのこ

	同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。	成17年3月24日にTSCに訪問した際に、「同意書は発行しませんが、従来通りの対応をお願いします。」と言われ、また、平成19年1月29日の訪問の際にも同様の回答を頂いております。	とは当該事業者も認識しているはずである。
協議の意向	○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。 ●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。	○中国総合通信局長名にて、平成19年2月6日付けで、「アナログ放送の再送信同意に係る違法状態の是正について」、平成19年4月19日付けで、「地上アナログ放送の再送信同意について」という指導文書を受領いたしました。この指導で、平成19年5月31日までに適法な状態に是正するように要請があり、計6回(訪問5回、電話1回)の協議を重ねましたが、書面による同意を得ることは出来ませんでした。このまま協議を重ねても、同意書を発行していただける見通しが立たないと判断し、裁定申請を行いました。	●先に申し述べた通り、協議を引き続き行う用意はある。区域外再送信の問題を解決するためには、地域免許制度と有線テレビジョン放送法との整合性が図られることや、著作権問題の解決が必要である。こうした問題は当社1社のみが解決できる問題ではなく、民放連やキー局も含めた業界全体のルール作りが必要である。こうしたルール作りがなされれば、当事者間の協議によってこの問題の解決も可能ではないかと考える。
同意の条件	○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。 ●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。		
九州の大臣裁定	○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。	○九州の裁定については、答申どおりの裁定が下されれば、アナログ放送で見られていた放送が、デジタル放送になっても同様に見られるので、視聴者利益が守られ、公正な裁定と考えます。また、再協議については、TSCがこの裁定結果によって、従来と異なる方針を出されるのであれば、再度の協議により解決することも検討すべきと考えます。	●今回の裁定はこれまでの判断を踏襲した形であり、放送事業者側の主張は反映されていない。裁定に放送事業者の意見が反映されていない以上、今回の裁定結果が当社の主張に影響を及ぼすことはなく、問題解決につながるとは考えられない。また、大分の事例はアナログ再送信は同意しているが、デジタル再送信は同意しないという事例であり、当社は区域外再送信そのものに同意していないという点が異なっている。

将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等を超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限を超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>○事務手続きの不備によって期限を超えてしまうことは、社内体制の徹底により回避いたします。具体的対策方法として、期限管理の二重化、及び、申請書類の早期提出の徹底を行うよう改善いたしております。</p>	<p>●当社としては、同意すべきとの大臣裁定が出た場合、有線テレビジョン放送法第13条8項の規定により、裁定によって同意がなされたのと同じ状況であるので、同意書そのものの交付が不要であると理解している。</p>
----	--------	---	--	---

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 鳥取中央有線放送株式会社 × (放送事業者) テレビせとうち株式会社】

<以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。>

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○TSCの直近の同意書(平成9年3月10日付)の同意期間は平成9年4月1日から平成10年3月31日まで。</p> <p>同意期限が終了となるので3月5日に申込書を送付するが、同意書の返送はなかった。以降毎年送付するが返送はなかった。</p>	<p>●合併前の旧ケーブルビジョン東ほうきとは平成9年4月から平成10年3月まで、旧東伯地区有線放送とは平成10年12月1日から平成11年11月30日までそれぞれ1年間を期限として再送信の同意をした。その後、区域外再送信には同意しないということをケーブルビジョン東ほうきには平成11年12月に通知し、東伯地区有線放送には平成12年1月頃に電話で通知したと思われる。</p> <p>その後、更新申請があったが、その都度、同意できない方針に変更がないことを電話で通知した。当社としては同意していない以上、いずれかの時点で再送信は停止されるものと思っていた。</p>
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのなら、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申出はあったか。申出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。</p>	<p>○平成17年以降は同意申込書を送付するが、TSCから電話で同意できません、申込書を返却しますということで書類が返送されてきた。</p> <p>○中国総合通信局からの是正指導があり、平成19年3月8日、4月11日、5月15日に同意申込書を持参し同意のお願い、協議をおこなった。</p>	<p>●更新申請に対し電話で回答しているが面談での協議は行っていない。</p> <p>申し出による協議は次のとおり。</p> <p>●協議の申し出</p> <p>平成19年2月下旬ごろ面談をしたいとの電話連絡があり、3月8日に当社で当社総務部長葛原がケーブルビジョン東ほうき音田専務、東伯地区有線山崎部長と面談した。両社からは区域外再送信に同意してほしいとの申し出があったが、当社としては区域外再送信に同意していないことを説明。両社からは、今後引き続き、協議したいとの申し出があった。</p>

		<p>か。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのようなものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>		<p>●対応 当社葛原は今後協議をしていくことに同意した。</p> <p>●協議の内容 平成19年4月11日、5月15日に当社で協議を行った。当社は常務平崎、総務部長葛原が対応。旧東伯地区有線放送山崎部長と協議を行なった。協議は中海テレビ、日本海ケーブル、鳥取テレピアと合同で行なった。鳥取中央有線など各社からは改めて再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現段階では同意しない方針に変更がない旨を説明。また、区域外再送信の問題は地域免許制度との整合性や著作権の問題などで民放連をはじめ、他の地区でも問題となっている複雑な問題であり、すぐに結論が出る問題ではないが、引続き当事者間で協議を行っていききたいとの要望を伝えた。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があると認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(Kビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○違法であるとは認識していなかった。 毎年いわゆる更新時期には同意申込書を送付していたが、再送信することについて中止を求められたことはなく違法という認識はなかった。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていることがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○放送中止を求められたことはなく、違法という認識はなかった。</p>	<p>●同意をしていない以上再送信を停止するのは当然のことであり、当社としては有線放送事業者が自らの判断のもと、再送信が停止されるものと思っていたので停止は求めなかった。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○中止してくださいという求めはなく、同意をして頂いているというふうに認識していた。</p>	<p>●同意がないという認識である。同意書を出していない以上、不同意であり、そのことは当該事業者も認識しているはずである。</p>

	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○中国総合通信局の是正指導があり、平成19年3月8日、4月11日、5月15日と協議を重ねたが、中国総合通信局から指導のあった平成19年5月末までに協議が整わない状況であり、裁定申請を提出するにいたった。</p>	<p>●先に申し述べた通り、協議を引き続き行う用意はある。区域外再送信の問題を解決するためには、地域免許制度と有線テレビジョン放送法との整合性が図られることや、著作権問題の解決が必要である。こうした問題は当社1社のみが解決できる問題ではなく、民放連やキー局も含めた業界全体のルール作りが必要である。こうしたルール作りがなされれば、当事者間の協議によってこの問題の解決も可能ではないかと考える。</p>
	同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>		
	九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○受信者の利益の保護、地域のニーズに対応した情報の入手、情報格差の解消から公正な判断と考える。</p> <p>放送事業者が九州の裁定に理解をいたうえで、協議をするのであれば解決する可能性はなくはない。</p>	<p>●今回の裁定はこれまでの判断を踏襲した形であり、放送事業者側の主張は反映されていない。裁定に放送事業者の意見が反映されていない以上、今回の裁定結果が当社の主張に影響を及ぼすことはなく、問題解決につながるとは考えられない。また、大分の事例はアナログ再送信は同意しているが、デジタル再送信は同意しないという事例であり、当社は区域外再送信そのものに同意していないという点が異なっている。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限を超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どの</p>	<p>○一度出した同意を、受信側が理解、納得できる理由がないのに同意をしないというのはいかがなものかと思う。</p> <p>同意期限終了後、次回の同意が得られないという可能性はなくはないと思う。</p> <p>その場合、ケーブル事業者は現況裁定申請しかとれる方法はない。</p>	<p>●当社としては、同意すべきとの大臣裁定が出た場合、有線テレビジョン放送法第13条8項の規定により、裁定によって同意がなされたのと同じ状況であるので、同意書そのものの交付が不要であると理解している。</p>

		よに対応するのか。同意書は交付するか。		
--	--	---------------------	--	--

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 山陰ケーブルビジョン株式会社 × (放送事業者) テレビせとうち株式会社】

<以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。>

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○過去については、一昨年亡くなった、日野副社長が担当していたため、はっきりは分らないが、生前、平成9年12月16日に「ポケモン」騒動があり、その後、テレビせとうちから一方的に「今後は再送信同意書を発行しない」旨連絡があったとの話は聞いているので、その時点で気づいたと推測するが詳細は不明。</p> <p>テレビせとうちの区域外放送を行っている、他ケーブル局の話と照合すると、時期は合致しているが、それまで気が付かなかったことについては日野がいないため不明。</p>	<p>●山陰ケーブルビジョンに対しては平成7年10月1日から平成8年9月30日までの1年間を期限として再送信の同意をした。平成9年12月に区域外の再送信は同意しないということになり、平成9年12月末に山陰ケーブルビジョンとその件について話をした。その後、更新の申請は出ていない。当社としてはその後の期間について同意をしていない以上、当然再送信は行われていないと思っていた。昨年11月に中総通から調査アンケートがあり、山陰ケーブルのHPを閲覧したところ、再送信を継続していることが判明した。</p>
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申出はあったか。申出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応し</p>	<p>○再送信同意を打ち切られた時点で、協議申し入れをし、話し合ったが同意書発行を拒否された。が「同意書は発行しないが、放送を止めろとは言わない」とも言われたと故日野副社長より聞いている。協議内容も今となっては不明。</p>	<p>●平成9年12月以降は、面談による協議は行っていないと思われる。</p> <p>申し出による協議は次のとおり。</p> <p>●協議の申し出</p> <p>平成19年2月下旬ごろ電話で面談の申し入れがあり、3月5日に当社にて総務部長葛原が山陰ケーブルビジョン進藤専務及び出雲ケーブルビジョンの担当者と面談した。両社からは区域外再送信に同意してほしいとの申し出があったが、当社としては区域外再送信に同意していないことを説明。両社からは、今後引き続き、協議したいとの申し出があった。</p> <p>●対応</p>

		<p>なかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのようなものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>		<p>当社葛原は今後協議していくことについて同意した。</p> <p>●協議の内容</p> <p>平成19年4月13日、5月10日に当社で協議をした。当社は総務部長葛原が対応し、山陰ケーブル石原社長、進藤専務らと協議を行なった。山陰ケーブルビジョンからは改めて再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現段階では同意しない方針に変更がない旨を説明。また、区域外再送信の問題は地域免許制度との整合性や著作権の問題などで民放連をはじめ、他の地区でも問題となっている複雑な問題であり、すぐに結論が出る問題ではないが、引き続き当事者間で協議を行っていきたいとの要望を伝えた。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があるかと認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(Kビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○違法であるとの認識はなかった。</p> <p>なぜならば、テレビせとうちは以前より「同意書は発行しないが、放送を止めろとは言わない」と話されており、これは今年3月5日の話し合いでも葛原部長が同じことをおっしゃっている。</p> <p>実質、テレビせとうちは放送することを認めていたと認識している。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていることがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○同意期限が過ぎていることが分かった時点、すなわち「ポケモン」騒動後では、同意書を発行しただけで、「同意書は発行しないが、放送を止めろとは言わない」と言われており、実質放送は認められていたため、再送信を停止することもなく、裁定申請などする必要もないと認識していた。</p>	<p>●同意をしていない以上再送信を停止するのは当然のことであり、当社としては有線放送事業者が自らの判断のもと、再送信が停止されるものと思っていたので停止は求めなかった。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○書面での合意はないが、同意されていると考えている。</p> <p>それは「同意書は発行しないが、放送を止めろとは言わない」とおっしゃっている。</p>	<p>●同意がないという認識である。同意書を出していない以上、不同意であり、そのことは当該事業者も認識しているはずである。</p>

	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○中国総合通信局より平成19年4月19日付文書により平成19年5月31日までに同意書を提出するか、放送を中止するか、結論を出すよう指導があった。</p> <p>そのため、選択肢は大臣裁定しかなかった。</p> <p>その上、放送事業者は、大分の裁定結果を見たいと仰っていたが、その裁定の結果に従い結論を出すとも言われなし、何時までに結論を出すとも言われないので、同意を出す意思のない協議を継続するだけでは無意味であると感じ裁定申請を行った。</p>	<p>●先に申し述べた通り、協議を引き続き行う用意はある。区域外再送信の問題を解決するためには、地域免許制度と有線テレビジョン放送法との整合性が図られることや、著作権問題の解決が必要である。こうした問題は当社1社のみが解決できる問題ではなく、民放連やキー局も含めた業界全体のルール作りが必要である。こうしたルール作りがなされれば当事者間の協議によってこの問題の解決も可能ではないかと考える。</p>
	同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>		
	九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○九州の大臣裁定は元々が「デジタル」での裁定であり、当社はアナログでの、それも一度同意され、同意書をいただいていたものが一方的に発行されなくなったものであり、次元が違うものとする。</p> <p>解決の可能性は、協議の中で、大分の裁定結果を踏まえ結論を出したいとお話されていたので、放送事業者の対応しだいである。</p>	<p>●今回の裁定はこれまでの判断を踏襲した形であり、放送事業者側の主張は反映されていない。裁定に放送事業者の意見が反映されていない以上、今回の裁定結果が当社の主張に影響を及ぼすことはなく、問題解決につながることは考えられない。また、大分の事例はアナログ再送信は同意しているが、デジタル再送信は同意しないという事例であり、当社は区域外再送信そのものに同意していないという点が異なっている。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限を超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p>	<p>○同意書の発行をしないとされるまで、同意期限が超えていたのに気が付かなかったのは、1人で担当していたためではないかと考える。今後は2人以上で再送信同意に当たらせる体制とする。</p> <p>それとは別に、一度同意(裁定)された内容が、時が過ぎ、放送事業者より同意書が発行されないことが起こること自体</p>	<p>●当社としては、同意すべきとの大臣裁定が出た場合、有線テレビジョン放送法第13条8項の規定により、裁定によって同意がなされたのと同じ状況であるので、同意書そのものの交付が不要であると理解している。</p>

		<p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>考えられないことで、そんなことが起こるのであれば、何回でも大臣裁定を行わなければならないことになる。 事務的に同意期限の更新申請を行えば同意書が発行される状態であれば、同意が切れる状態は起きないと思う。 区域内の同意も期限があるが、申請すれば同意がいただけるので、同意が切れた状態は一度もない。</p>	
--	--	---	--	--

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 出雲ケーブルビジョン株式会社 × (放送事業者) テレビせとうち株式会社】

<以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。>

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○平成13年7月エリア拡張に伴う同意書の提出にあたり、期限が切れていたことに気づき再送信同意の書式(同意申込書)をテレビせとうちより送付してもらった。期限切れの認識については、当時の担当者が退社しているため不明。</p>	<p>●出雲ケーブルビジョンとは平成9年7月1日から平成10年6月30日まで1年間の期限で再送信の同意をした。その後、更新申請が提出されておらず、平成13年7月に更新申請が提出されたが、当社としては区域外再送信には同意しないことになっていたため、8月に電話で同意できない旨を通知した。その後、度々更新申請があったが、その都度同意しない方針に変わりはないことを電話で通知した。当社としては同意していない以上、いずれかの時点で再送信は停止されるものと思っていた。</p>
	協議の申し入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申し入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのなら、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申し入れがあったか。申し入れがあったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申し入れに対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p>	<p>○平成13年より毎年同意申請を送付しているが、平成16年までは受理されていた。平成17年度以降現在に至っては、同意申請は返却されるようになった。この間、テレビせとうちとTELにて同意書が送付されない理由を確認する。更新されない理由については、著作権などの諸問題でテレビせとうち側の問題であるとの回答で、毎年同じ回答(問題)であった。当社側としてはテレビせとうちの状況が好転した後、同意を依頼する旨を伝えていた。</p>	<p>●更新申請に対し電話で回答しているが面談での協議は行っていない。申し出による協議は次のとおり。</p> <p>●協議の申し出 平成18年年末、出雲ケーブルビジョンから電話で面談の申し入れがあり、12月28日当社にて総務部長葛原が出雲ケーブルから区域外再送信に同意してほしいとの申し出があったが、当社としては区域外再送信に同意していないことを説明。今後引き続き、協議したいとの申し出があった。</p> <p>●対応 当社葛原は今後協議をしていくことを同</p>

		<p>●協議を行ったのならば、その内容はどのようなものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>		<p>意した。</p> <p>●協議の内容 平成19年3月5日、4月13日、5月10日に当社で協議を行った。当社は総務部長葛原が対応。出雲ケーブルビジョンの今岡社長、花籠課長等と協議した。出雲ケーブルビジョンからは改めて再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現段階では同意しない方針に変更がない旨を説明。また、区域外再送信の問題は地域免許制度との整合性や著作権の問題などで民放連をはじめ、他の地区でも問題となっている複雑な問題であり、すぐに結論が出る問題ではないが、引続き当事者間で協議を行っていきたいとの要望を伝えた。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があるかと認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(Kビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○更新されない理由が明らかにされておらず、違法という認識はない。テレビせとうちよりも再送信の停止を求められなかった。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていたことがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○同意書は出せないという口頭での回答であった。一度出た同意事項に対し、正式な再送信停止の指示もしくは要請・申し入れが無い以上再送信を止める事情と認識しえなかった。</p> <p>また本来同意が出た案件であらためて裁定を起こすべき事項に該当する認識はなかった。過去一度も同意が無く、これからの同意を求めるものに対して裁定があるものという認識であった。</p>	<p>●同意をしていない以上再送信を停止するのは当然のことであり、当社としては有線放送事業者が自らの判断のもと、再送信が停止されるものと思っていたので停止を求めなかった。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○テレビせとうちより過去同意がなされ、再送信を開始し、テレビせとうちよりの正式な同意取り消しなど申し入れがなされない以上同意がなくなったとの認識は無い。視聴習慣ができた利用者に対し送信を止める理由が見出せない以上、テレビせとうちの内部問題であることから同意は継</p>	<p>●同意がないという認識である。同意書を出していない以上、不同意であり、そのことは当該事業者も認識しているはずである。</p>

			続されるべきであるという認識である。	
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○交渉の中で、同意を求めるものの回答期限が設定されないことから、今後協議を継続しても回答が出る見通しが見出せない状況であることに加え、中国総合通信局より5月内に適法状態(同意書の提出)にすべき旨通知が来た為、裁定を申請するに至った。</p>	<p>●先に申し述べた通り、協議を引き続き行う用意はある。区域外再送信の問題を解決するためには、地域免許制度と有線テレビジョン放送法との整合性が図られることや、著作権問題の解決が必要である。こうした問題は当社1社のみが解決できる問題ではなく、民放連やキー局も含めた業界全体のルール作りが必要である。こうしたルール作りがなされれば、当事者間の協議によってこの問題の解決も可能ではないかと考える。</p>
	同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>		
	九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○大分の裁定は、過去同意がなされたものでなく、これから新たに送信を開始するものである。現在の当社が申請したものと同様の性格ではないと考える。</p> <p>しかし当社側の裁定申請の内容は地元放送事業者と同系列の区域外ではなく、別系列のものである。この点が大きな差異と考える。</p>	<p>●今回の裁定はこれまでの判断を踏襲した形であり、放送事業者側の主張は反映されていない。裁定に放送事業者の意見が反映されていない以上、今回の裁定結果が当社の主張に影響を及ぼすことはなく、問題解決につながるとは考えられない。また、大分の事例はアナログ再送信は同意しているが、デジタル再送信は同意しないという事例であり、当社は区域外再送信そのものに同意していないという点が異なっている。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限が超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p>	<p>○再送信同意の管理として社内の内部体制の見直しを図り、優先事項として複数部署での管理を徹底する。</p>	<p>●当社としては、同意すべきとの大臣裁定が出た場合、有線テレビジョン放送法第13条8項の規定により、裁定によって同意がなされたのと同じ状況であるので、同意書そのものの交付が不要であると理解している。</p>

		<p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>		
--	--	---	--	--

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 三原テレビ放送株式会社 × (放送事業者) テレビせとうち株式会社】

<以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。>

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○同意期限を過ぎているのがわかったのは、広島県内民放4局の再送信の更新期限である平成10年10月ころです。気付くのが遅れたのは、同意書の有効期間を5年と勘違いしていたことです。広島県内の民放4局とFM1局が、各々放送事業の免許の有効期間(5年毎)を再送信同意期間と同じにされていたので、それと同様と誤って認識したことが原因です。</p>	<p>●三原テレビに対しては平成6年11月1日から平成7年10月31日までの1年を期限として再送信を同意した。その後、三原テレビからは更新の申請書が提出されていない。当社としてはその後の期間については同意をしていない以上、当然再送信は行なわれていないものと思っていた。平成18年11月に中総通から調査アンケートがあり、三原テレビのHPを閲覧したところ、再送信を継続していることが判明した。</p>
	協議の申し入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申し入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申し出はあったか。申し出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申し出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのような</p>	<p>○失念していたため、同意期限の前後には協議を行っていません。</p> <p>ただし平成10年ころTSCのご担当から電話にて、「ポケモンの件で想定地域以上の範囲で子どもたちに被害がありアニメの著作権の関係で、止めろとまでは言わないが今後は同意できない。」との連絡がありました。</p>	<p>●同意期限切れ前後については記録がないことから協議の申し出はないと思われる。申し出による協議は次のとおり。</p> <p>●協議の申し出 平成18年11月下旬頃、三原テレビ中村部長より電話があり、東広島ケーブル、尾道ケーブルと3社で面談の申し入れがあった。12月5日、当社にて総務部長葛原が面談し、3社から再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現在同意していないことを説明。3社から今後協議継続の申し出があった。</p> <p>●対応 当社葛原は、今後協議を継続していくことについて同意した。</p> <p>●協議の内容</p>

		<p>ものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>		<p>平成19年2月15日、2月26日、3月30日、4月10日、5月9日、5月29日に当社で葛原と三原テレビをはじめ東広島ケーブル、尾道ケーブルの各担当者と協議を実施した。3社からは改めて再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現段階では同意しない方針に変更がない旨を説明。また、区域外再送信の問題は地域免許制度との整合性や著作権の問題などで民放連をはじめ、他の地区でも問題となっている複雑な問題であり、すぐに結論が出る問題ではないが、引続き当事者間で協議を行っていきたいとの要望を伝えた。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があることを認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(K ビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○一度は許可を頂いたこともあり、またTSCのご担当より再送信を止めることは困難だろうと言っていたので、違法とまでは言えないと認識しておりました。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていたことがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○再送信を停止しなかった理由は、一度は許可を頂いており市民の視聴習慣もできていることから、停波は困難であると判断いたしました。また、裁定の申請をしなかった理由として、TSCのご担当も、停波させることは困難であろうとのご認識で、ことを大きくさせたくないという双方の思いが一致したことからです。</p>	<p>●同意をしていない以上再送信を停止するのは当然のことであり、当社としては有線放送事業者が自らの判断のもと、再送信が停止されるものと思っていたので停止は求めなかった。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○過去において許可いただいたとしても現状同意書がない以上、違法とまでは言えないまでも同意がないという認識です。</p>	<p>●同意がないという認識である。同意書を出していない以上、不同意であり、そのことは当該事業者も認識しているはずである。</p>
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することは</p>	<p>○TSCのご担当は協議継続のご意向でしたが、話し合いでは解決の糸口すらつかめない状況であり、一方で国会での総務大臣のご答弁により中国総合通信局から違法状態の是正指導期限を限定されていたことから、市民の利益を守るため、違法状態の是正方法として停波か裁定</p>	<p>●先に申し述べた通り、協議を引き続き行う用意はある。区域外再送信の問題を解決するためには、地域免許制度と有線テレビジョン放送法との整合性が図られることや、著作権問題の解決が必要である。こうした問題は当社1社のみが解決できる問題ではなく、民放連やキー局</p>

		ないか。	の申請かという選択肢のなかから、やむを得ず裁定の申請をいたしました。	も含めた業界全体のルール作りが必要である。こうしたルール作りがなされれば、当事者間の協議によってこの問題の解決も可能ではないかと考える。
	同意の条件	○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。 ●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。		
	九州の大臣裁定	○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。	○OTSCのご担当との協議の中では、大分と長野の裁定の結果は参考にするといわれていたので、協議を再開させる余地はあると思いますが、裁定後福岡局が行政訴訟や不服申し立てを行う可能性があり、現時点では解決可能かどうか判断ができません。	●今回の裁定はこれまでの判断を踏襲した形であり、放送事業者側の主張は反映されていない。裁定に放送事業者の意見が反映されていない以上、今回の裁定結果が当社の主張に影響を及ぼすことはなく、問題解決につながるとは考えられない。また、大分の事例はアナログ再送信は同意しているが、デジタル再送信は同意しないという事例であり、当社は区域外再送信そのものに同意していないという点が異なっている。
将来	裁定後の動向	○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため) 今後、同意期限が超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。 ●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。	○同意期限を超える事象が発生したため、その防止策として社内に再送信同意にかかる担当者を置き、関係書類を整理した上で一元的に管理いたします。 また、今後再送信の更新等の申請に関して、発局のご対応やご回答の内容によっては、違法状態となることを未然に防止するため、協議の後不調の場合はやむを得ず裁定の申請を行うこともあろうかと思えます。	●当社としては、同意すべきとの大臣裁定が出た場合、有線テレビジョン放送法第13条8項の規定により、裁定によって同意がなされたのと同じ状況であるので、同意書そのものの交付が不要であると理解している。

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 株式会社東広島ケーブルメディア × (放送事業者) テレビせとうち株式会社】

＜以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。＞

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○同意期限は認識しており、同意期限の平成10年9月30日以前である平成10年9月10日に期限更新の申請を放送事業者へ送付しましたが、同意・不同意の書類の返送はありませんでした。</p>	<p>●東広島ケーブルメディアに対しては平成9年10月1日から平成10年9月30日までの1年間を期限として再送信を同意した。平成10年9月に更新申請書が提出されたが、当社の方針として区域外再送信の同意はしないこととなったため、その旨を口頭で通知した。それ以後、更新の申請書は提出されていない。当社としては同意をしていない以上、当然再送信は行われていないものと思っていた。平成18年11月に中総通から調査アンケートがあり、東広島ケーブルのHPを閲覧したところ、再送信を継続していることが判明した。</p>
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申出はあったか。申出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応し</p>	<p>○放送事業者の方から平成9年8月5日と平成10年6月12日に担当者が来社し、CATVの区域外再送信に対して民放連は地元民放の同意がないと再送信を同意する事は難しいとの話があって、当社石井社長が再送信同意の当該放送事業者ではないが、キー局であるテレビ東京の社長及び在広の放送事業者の社長に平成10年6月以降個別に「テレビせとうち」の放送の許可をお願いしました。個人的な交誼の為か、いずれも放送不許可とは明言されず黙認と受け取られる発言だったという事でした。地</p>	<p>●平成10年9月の更新時に口頭で回答した以降記録はなく、協議はおこなっていないと思われる。</p> <p>申し出による協議は次のとおり。</p> <p>●協議の申し出 平成18年11月下旬頃、三原テレビより電話があり、東広島ケーブル、尾道ケーブルと3社で面談の申し入れがあった。12月5日、当社にて総務部長葛原が面談し、東広島ケーブル梅本部長をはじめ3社から再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現在同意していないことを説明。3社から今後協議継続の申し出があった。</p>

		<p>なかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのようなものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>	<p>元民放も当社の区域外再送信は黙認していると理解し、また発局としての放送事業者から放送停止へ向けての働きかけが無かったため、放送を継続しました。</p>	<p>●対応 当社葛原は、今後協議を継続していくことについて同意した。</p> <p>●協議の内容 平成19年年2月15日、2月26日、3月30日、4月10日、5月9日、5月29日に当社で葛原と東広島ケーブル梅本部長と三原テレビ、尾道ケーブルの各担当者と協議を実施した。3社からは改めて再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現段階では同意しない方針に変更がない旨を説明。また、区域外再送信の問題は地域免許制度との整合性や著作権の問題などで民放連をはじめ、他の地区でも問題となっている複雑な問題であり、すぐに結論が出る問題ではないが、引続き当事者間で協議を行っていきたいとの要望を伝えた。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があるかと認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(Kビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○形式的には違法状態であるとの認識は持ちましたが、一度区域外再送信の同意を得ており、また放送事業者の対応も放送を阻止する様な強い姿勢ではなく区域外再送信については暗黙の諒承との理解で居りましたので、敢えて腫れ物に触れる様な行為(期限延長交渉及び交渉不調による大臣裁定)は行いませんでした。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていることがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○放送事業者がCATV事業者に対して一度区域外再送信を許可し、CATV視聴者が普通に視聴している中で、放送事業者もCATV事業者も放送し続ける事をお互い暗黙の諒承として捉え、敢えて当該問題に触れない状態にあった為です。</p>	<p>●同意をしていない以上再送信を停止するのは当然のことであり、当社としては有線放送事業者が自らの判断のもと、再送信が停止されるものと思っていたので停止を求めなかった。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○書面での合意はないものの放送事業者としても社会問題化する事を避けたい状況にあると認識しておりました。CATV視聴者の状況を考えると、放送事業者側も停波させる事が出来</p>	<p>●同意がないという認識である。同意書を出していない以上、不同意であり、そのことは当該事業者も認識しているはずである。</p>

			ない事に理解を示していました。従いまして同意があるという認識でした。	
協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○放送事業者は交渉継続との認識でおりましたが、話し合いでは交渉の糸口すら掴めず、このまま交渉を続けても膠着した状況は変わらないと考え、やむなく大臣裁定の申請を行いました。</p>	<p>●先に申し述べた通り、協議を引き続き行う用意はある。区域外再送信の問題を解決するためには、地域免許制度と有線テレビジョン放送法との整合性が図られることや、著作権問題の解決が必要である。こうした問題は当社 1 社のみが解決できる問題ではなく、民放連やキー局も含めた業界全体のルール作りが必要である。こうしたルール作りがなされれば、当事者間の協議によってこの問題の解決も可能ではないかと考える。</p>	
同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>			
九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○九州の大臣裁定はCATV事業者としては区域外再送信の方向性を示して頂き改めて意を強くした所でありませす。再協議に関しては、裁定申請を提出する前の交渉の中で、放送事業者が九州と長野の裁定を参考にしたとの考えを示しておりましたので、裁定が出た後での再度の協議で解決する可能性が無くはないかも知れませんが、放送事業者が行政訴訟や著作権法等民事の訴訟を起こさないとも限りませす。諸般の事情をから大臣裁定を申請せざるを得なかったのが実状です。従いまして現状では解決の可能性については不明であります。</p>	<p>●今回の裁定はこれまでの判断を踏襲した形であり、放送事業者側の主張は反映されていない。裁定に放送事業者の意見が反映されていない以上、今回の裁定結果が当社の主張に影響を及ぼすことはなく、問題解決につながるとは考えられない。また、大分の事例はアナログ再送信は同意しているが、デジタル再送信は同意しないという事例であり、当社は区域外再送信そのものに同意していないという点が異なっている。</p>	

将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等を超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限を超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>○起きないと考えております。その根拠は、2011年の7月に停波するアナログ波の問題なので、一度裁定が出れば、停波する迄の間に放送を止めよという事態にはならないと思われ</p>	<p>●当社としては、同意すべきとの大臣裁定が出た場合、有線テレビジョン放送法第13条8項の規定により、裁定によって同意がなされたのと同じ状況であるので、同意書そのものの交付が不要であると理解している。</p>
----	--------	---	--	---

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 尾道ケーブルテレビ株式会社 × (放送事業者) テレビせとうち株式会社】

<以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。>

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○同意期限を過ぎているのがわかったのは、平成10年9月ごろです。</p> <p>区域内の民放局の同意期限が無線局の一斉更新(5年間)による平成10年10月31日までとなっておりまして、テレビせとうちの同意期限もそれと同様であると誤認識していたことが原因です。</p>	<p>●尾道ケーブルに対しては平成7年4月1日から平成8年3月31日まで1年間の期間として再送信同意した。その後、尾道ケーブルからは更新の申請書が提出されていない。当社としてはその後の期間について同意をしていない以上、当然再送信は行なわれていないと思っていた。平成18年11月に中総通から調査アンケートがあり、尾道ケーブルのHPを閲覧したところ、再送信を継続していることが判明した。</p>
	協議の申し入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申し入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのなら、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申し出はあったか。申し出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申し出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのなら、その内容はどのような</p>	<p>○平成10年10月頃。当社担当者が電話にて、期限切れの更新手続き等について照会しましたが、「現在はどこに対しても同意をしていない」との回答があり。その後は協議を行っていません。</p>	<p>●同意期限切れ前後については記録がないことから協議の申し出はないと思われる。申し出による協議は次のとおり。</p> <p>●協議の申し出 平成18年11月下旬頃、三原テレビより電話があり、東広島ケーブル、尾道ケーブルと3社で面談の申し入れがあった。12月5日、当社にて総務部長葛原が面談し、尾道ケーブル堀常務をはじめ3社から再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現在同意していないことを説明。3社から今後協議継続の申し出があった。</p> <p>●対応 当社葛原は、今後協議を継続していくことについて同意した。</p>

		<p>ものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>		<p>●協議の内容</p> <p>平成19年2月15日、2月26日、3月30日、4月10日、5月9日、5月29日に当社で葛原と尾道ケーブル堀常務と三原テレビ、東広島ケーブルの各担当者と協議を実施した。3社からは改めて再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現段階では同意しない方針に変更がない旨を説明。また、区域外再送信の問題は地域免許制度との整合性や著作権の問題などで民放連をはじめ、他の地区でも問題となっている複雑な問題であり、すぐに結論が出る問題ではないが、引続き当事者間で協議を行っていききたいとの要望を伝えた。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があるかと認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(K ビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○平成10年10月頃。上記、電話での照会のとき「同意はできない」といわれましたが、同時に「再送信を直ちに停止せよとは言わない」とも言われました。従いまして一度は同意頂いたこともあり、正常ではないが、違法とまでは言えないと認識しておりました。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていることがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○再送信を停止しなかった理由は、一旦同意を頂いて、すでに数年間経過し加入者の視聴習慣もあったことより、電波の停止は困難であると判断しました。</p> <p>すみやかに裁定の申請をしなかったのは、テレビせとうちより「再送信を直ちに停止せよとは言わない」旨の発言をいただいております。裁定を行うことであえて問題化する必要性が無かったと考えました。</p>	<p>●同意をしていない以上再送信を停止するのは当然のことであり、当社としては有線放送事業者が自らの判断のもと、再送信が停止されるものと思っていたので停止を求めなかった。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○現在、書面による同意書がない以上、同意はないものと考えております。</p>	<p>●同意がないという認識である。同意書を出していない以上、不同意であり、そのことは当該事業者も認識しているはずである。</p>
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今</p>	<p>○TSCのご担当は協議継続のご意向でしたが、話し合いでは解決の糸口すらつかめない状況であり、違法状態の是正指導期限を限定されていたことから、やむを得ない判断でした。国会での総務大臣</p>	<p>●先に申し述べた通り、協議を引き続き行う用意はある。区域外再送信の問題を解決するためには、地域免許制度と有線テレビジョン放送法との整合性が図られることや、著作権問題の解決が必要で</p>

		後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。	のご答弁により、中国総合通信局から違法状態の是正指導をいただきまして、期限もあること、および視聴者の利益を守るために裁定の申請をいたしました。	ある。こうした問題は当社 1 社のみが解決できる問題ではなく、民放連やキー局も含めた業界全体のルール作りが必要である。こうしたルール作りがなされれば、当事者間の協議によってこの問題の解決も可能ではないかと考える。
	同意の条件	○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。 ●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。		
	九州の大臣裁定	○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。	○TSCのご担当との協議の中では、大分と長野の裁定の結果は参考にするといわれていたので、協議を再開させる余地はあると思います。しかしながら正式に大臣裁定が下されてから、福岡局が行政訴訟や不服申し立てを行う可能性もあり、すぐに同意されるかどうかは推測不可能です。 ○大分と当社の差異について 大分の例ではすでにアナログ同意があり、デジタルでの同意が問題になっておりますが、当社の場合は一度頂いたアナログの同意が期限切れを、再度同意頂くことが目的となっております。	●今回の裁定はこれまでの判断を踏襲した形であり、放送事業者側の主張は反映されていない。裁定に放送事業者の意見が反映されていない以上、今回の裁定結果が当社の主張に影響を及ぼすことはなく、問題解決につながるとは考えられない。また、大分の事例はアナログ再送信は同意しているが、デジタル再送信は同意しないという事例であり、当社は区域外再送信そのものに同意していないという点が異なっている。
将来	裁定後の動向	○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため) 今後、同意期限が超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。 ●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。	○今回の要因としては、社内の文書管理を一部担当部署のみで行っていたことが主因ですので、今後は再送信同意をはじめ対外的な契約等については、期日内容をデータベース化し、社内のグループウェアのスケジュールにて複数の部署でクロスチェックを行い管理し期日内に更新手続きを行うようにいたします。 ○再度の裁定の可能性について 上記の対策により、単純な更新時期の失念によるものは起きないと考えております。しかし、それ以外の事由により同意が得られない状況が発生して協議を行うも	●当社としては、同意すべきとの大臣裁定が出た場合、有線テレビジョン放送法第13条8項の規定により、裁定によって同意がなされたのと同じ状況であるので、同意書そのものの交付が不要であると理解している。

			最終的に合意に至らない場合は、再度 裁定を申請する可能性があります。	
--	--	--	---------------------------------------	--

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) Kビジョン株式会社 × (放送事業者) 株式会社広島ホームテレビ】

＜以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。＞

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	○同意期限(平成16年10月31日)は十分に承知しており、広島ホームテレビに対し、期限が切れる前の平成16年10月6日付で、再送信申込書(別紙広島ホーム1)を、同意を得た前回(平成15年11月)にならって郵送した。	●当社は、Kビジョンに対して平成16年10月31日の期限を最後に再送信同意を行っていない。同意期限の日時を過ぎていることが「分かった」、「分からない」の問題ではなく、当然再送信を停止しているとの認識で、当社からその調査などは行っていない。平成16年11月1日以降の再送信同意要請に対し、拒絶している訳で、更新の意思など確認する必要はないと考える。
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申入れはあったか。申入れがあったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申入れに対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのような</p>	○前年の平成15年は、10月15日付で郵送した再送信申込書に対して広島ホームテレビから、協議等を経ずに11月1日付で同意書が郵便で届いた。このこともあって、平成16年も10月に申込書を郵送、広島ホームテレビから何の回答もないままに、(地元の了解必要の返答? home)平成19年2月まで、協議の申入れを行わなかった。しかし、再送信申込書については、平成17年も、1年間の同意期限が切れる時期に当たる10月に広島ホームテレビに郵送した。	<p>●協議の申入れはあった。協議の詳細については、平成19年7月12日、中国総合通信局に提出した意見書にすべて記載済である。しかし当社対応者の記載が無いので別紙の(H16 地元了解必要返答)通り補足添付する。</p> <p>●対応した。協議の詳細については、平成19年7月12日、中国総合通信局に提出した意見書にすべて記載済である。しかし当社対応者の記載が無いので別紙の通り補足添付する。</p> <p>●内容について。協議の詳細については、平成19年7月12日、中国総合通信局に提出した</p>

		<p>ものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>		<p>意見書にすべて記載済である。しかし当社対応者の記載が無いので別紙の通り補足添付する。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があると認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(K ビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○広島ホームテレビから「不同意」あるいは「再送信停止」等の通知は一切なく、手続き中と受け止めており、ただちに違法とは認識していなかった。</p> <p>○「適法に処理している」との主張は行っていない。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていたことがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○同意を得ていないことについて、ただちに違法との認識はなく、また、広島ホームテレビから「再送信停止」等の要請がなかったこともあり、停止措置は念頭になかった。</p> <p>広島ホームテレビに対して行った再送信同意の申し込みには有効性があり、手続き中との認識で、裁定申請は考慮になかった。</p>	<p>●求めている。</p> <p>有線テレビジョン放送法により認可を受けた事業者が法律違反を平然とするなどと言う認識がない。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○広島ホームテレビから「再送信停止」の通知がないなど特段の反応がない状況であり、手続き中との認識だったが、平成19年3月からの協議の中で、「同意できない」との回答を受け、同意がないとの認識にいたった。</p>	<p>●同意はないという認識。</p> <p>当社から、同意書を発行していないので当然同意はない、同意したものについてはすべて同意書を発行している。</p>
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○協議を続行する意思はあり、一方的に協議を打ち切ったとは考えていない。広島ホームテレビは「社の方針として区域外再送信は認めない」と主張、条件提示や、協議の見通しは示されず、協議を重ねても「社の方針」を変更することはあり得ないと判断せざるを得なかった。</p>	<p>●協議をするつもりは無い。</p> <p>論点と言う問題ではなく、法律によって認可を受けたKビジョンが有線放送事業者としての遵法精神、倫理観があるかどうかの問題である。現在の段階では新たな条件提示は検討していない。</p>
	同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリ</p>		

		<p>ア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>		
	九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○「放送の意図」を担保する目的の法の精神にのっとった裁定を高く評価する。九州の大臣裁定は同意を得ているアナログからデジタルへの継続であり、中断したアナログの同意を求めている今回とはこの点で異なる。再度、協議して解決する可能性は低いのではないかとと思われる。</p>	<p>●これを発端として、すべての有線放送事業者の再送信が裁定で認められると、放送秩序は無くなり放送業界そのものが崩壊し、地上波放送局の経営悪化により、視聴者への情報量は激減すると考える、裁定は誠に遺憾である。</p> <p>九州はデジタルでの裁定申請であることと、これまでアナログの再送信はすべて同意していたところが違う。山口のケースはアナログでの裁定申請であり、当社は平成16年11月から再送信に同意していない。大分と同一視されるのは疑問である。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限が超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>○従来通り、同意期限を把握し、期限以前に放送事業者に再送信同意の申し込みを行う。放送事業者から同意が得られない場合、早期に協議に入り、鋭意、同意を得られるよう努力する。しかし、放送事業者が同意に応じない場合は、大臣裁定を申請せざるを得ないとする。</p>	<p>●仮定の話には返答できない。もし裁定が出たらその後検討する。</p>

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) Kビジョン株式会社 × (放送事業者) 株式会社テレビ新広島】

＜以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。＞

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○同意期限(平成15年10月31日)は十分に承知しており、テレビ新広島に対し、期限が切れる前の平成15年9月22日付で、再送信申込書(別紙新広島1)を、同意を得た前回(平成10年10月)にならって郵送した。</p>	<p>●当該同意の期限については、同意期限の終了前より認識はなされている。 (事前に有線テレビジョン事業者より再送信申込があり、同意のための条件として、<u>山口県の放送事業者の同意が必要になる旨を、口頭説明および文書送付</u>) 同意期限が切れた以降も、電話により状況の確認を行ってきた。 地域放送事業者と協議中の認識により停止要請はしていない。また、我々には再送信停止の権限も法的強制力もない。停止命令は、総務省の行政指導によるものしかないと認識している。</p>
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのなら、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申出はあったか。申出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p>	<p>○再送信申し込みに対し、テレビ新広島から、同意の条件として、山口県内民放3社(山口放送、テレビ山口、山口朝日放送)の同意が必要とする平成15年10月30日付文書(別紙新広島2)が郵送で届いた。</p> <p>○この要請を受けて、山口県内民放3社と協議、テレビ山口から同年12月15日付文書(別紙新広島3)で同意を得たが、他の2社からは同意を得られず、その旨をテレビ新広島に対し、同年12月18日付文書(別紙新広島4)にて報告すると共に、同意を要請。これに対して、<u>テレビ新広島から回答はなく、以後、平成19年2月まで協議は行っていない。</u>しか</p>	<p>●同意期限終了前は、申請者からの電話による協議の申出を受け、対応を行っている。</p> <p><u>同意期限以降も、担当者間で4回程度電話による同意条件の状況確認を行っていたが、進展が見られなかった。</u></p> <p>2007年2月7日、有線テレビジョン事業者から、同意願いの文書が届き、9日付けで同意条件の文書を再送、および電話による協議を行った。</p> <p>2007年3月13日、有線テレビジョン事業者が来社し、編成・技術にて対応。 カーブ球団との権利処理、著作権処理、県外CMなどについて改めて協議を行った。</p>

		<p>●協議を行ったのならば、その内容はどのようなものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>	<p>し、再送信申込書については、平成16年以降も、1年間の同意期限が切れる時期に当たる10月にテレビ新広島に郵送してきた。</p>	<p>山口県の放送事業者の同意についても、状況確認を再度行ったが進展は見られなかったため、山口の放送事業者との協議を再度要望した。</p> <p>添付資料①</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があること認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(Kビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○テレビ新広島から「不同意」あるいは「再送信停止」等の通知は一切なく、手続き中と受け止めており、ただちに違法とは認識していなかった。</p> <p>○「適法に処理している」との主張は行っていない。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていることがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○同意を得ていないことについて、ただちに違法との認識はなく、また、テレビ新広島から「再送信停止」等の要請がなかったこともあり、停止措置は念頭になかった。</p> <p>テレビ新広島に対して行った再送信同意の申し込みには有効性があり、手続き中との認識で、裁定申請は考慮になかった。</p>	<p>●同意条件についての進捗状況の確認を行っており、再送信の停止は求めている。先に述べたとおり。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○テレビ新広島から「再送信停止」の通知がないなど特段の反応がない状況であり、手続き中との認識だったが、平成19年3月からの協議の中で、「同意できない」との回答を受け、同意がないとの認識に至った。</p>	<p>●同意はないという認識。</p> <p>有線テレビジョン放送法では、同意なく放送を継続しても何の罰則もなく、行政指導のみが解決手段ではないか。我々テレビジョン放送事業者としては、地上放送の秩序維持と、地域免許制度の観点から、同意できない。</p>
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○協議を続行する意思はあり、一方的に協議を打ち切ったとは考えていない。テレビ新広島は「社の方針として区域外再送信は認めない」と主張、条件提示や、協議の見通しは示されず、協議を重ねても「社の方針」を変更することはあり得ないと判断せざるを得なかった。</p>	<p>●先に述べた観点から、地元テレビジョン放送事業者と当該CATV事業者の協議が前提である。協議の結果、地元テレビジョン放送事業者の同意が得られた場合、著作権法の解決に向けて、協議する用意はある。</p>
	同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によ</p>		

		<p>らずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>		
	九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○「放送の意図」を担保する目的の法の精神にのっとった裁定を高く評価する。九州の大臣裁定は同意を得ているアナログからデジタルへの継続であり、中断したアナログの同意を求めている今回とはこの点で異なる。再度、協議して解決する可能性は低いのではないと思われる。</p>	<p>●地域免許制度を無視した裁定であり、同省庁内に相容れない法律があることを認識の上での裁定には、極めて遺憾であります。</p> <p>再度の協議については、先に述べた通り。</p> <p>差異は、大分ではデジタル放送の区域外再送信に関わる裁定であるが、今回は、違法再送信の状態を是正するための裁定である。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限を超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>○従来通り、同意期限を把握し、期限以前に放送事業者へ再送信同意の申し込みを行う。放送事業者から同意が得られない場合、早期に協議に入り、鋭意、同意を得られるよう努力する。しかし、放送事業者が同意に応じない場合は、大臣裁定を申請せざるを得ないとする。</p>	<p>●少なくとも著作権法による著作権・著作隣接権の処理を終えない限り同意できないと考えています。また、電監審への異議申し立ても検討します。</p>

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) Kビジョン株式会社 × (放送事業者) 広島テレビ放送株式会社】

<以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。>

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○同意期限(平成15年10月31日)は十分に承知しており、広島テレビに対し、期限が切れる前の平成15年9月24日付で、再送信申込書(別紙広島1)を、同意を得た前回(平成10年10月)にならって郵送した。</p>	<p>●再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れており、その時点でその事実を認識しております。</p> <p>同意期限に達する前に申請者から同意継続の要請がありましたが、同意はできない旨伝えました。</p> <p>同意期限が切れた時点で再送信は当然停止されているものと認識しており、再送信停止の要請はしておりません。</p>
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申出はあったか。申出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのような</p>	<p>○再送信申し込み後の協議の中で、広島テレビから、同意の条件として、山口県内民放3社(山口放送、テレビ山口、山口朝日放送)の同意を得るよう要請があった。</p> <p>○この要請を受けて、山口県内民放3社と協議、テレビ山口から同意を得たが、他の2社からは同意を得られず、当社代表取締役・洲上章(当時)と取締役技術部長・清水利正が同年12月18日、後藤文生社長と面談、文書(別紙広島2)を手渡して同意を要請。以後、平成19年2月まで協議は行っていない。しかし、再送信申込書については、平成16年10月6日付(別紙広島3)をはじめ、1年間の同意期限が切れる時期に当たる10</p>	<p>●同意期限が切れた後、平成16年および平成17年に再送信同意申込書が郵送されてきました。これに対して口頭で同意しない旨伝えております。</p> <p>協議は申請者の申し出を受け、平成19年3月12日、4月11日、5月9日の3回協議を行い、編成局長、編成部長、技術局長、技術管理担当部長ほかが対応しました。</p> <p>協議の席で再送信同意の申し入れがありましたが、当社は、地元局の了承が得られないこと、県境とも接しておらず区域外との認識であること、番組購入の際放送区域を限定して契約をしていること、CMは地域を限定し運用されていることなどを説明し現状では再送信同意をす</p>

		<p>ものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>	月に郵送してきた。	る意思がないことを表明しました。
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があるかと認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(K ビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○広島テレビから「不同意」あるいは「再送信停止」等の通知は一切なく、手続き中と受け止めており、ただちに違法とは認識していなかった。</p> <p>○「適法に処理している」との主張は行っていない。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていたことがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○同意を得ていないことについて、ただちに違法との認識はなく、また、広島テレビから「再送信停止」等の要請がなかったこともあり、停止措置は念頭になかった。</p> <p>広島テレビに対して行った再送信同意の申し込みにには有効性があり、手続き中との認識で、裁定申請は考慮になかった。</p>	<p>●同意期限切れにより再送信は当然停止されるものと認識していましたが、平成19年3月協議により、同意期限が切れた後も引き続き再送信されていることが判明しました。</p> <p>同意なき再送信が違法であるという認識は双方で一致しており、協議の中では再送信の停止も検討していただきたい旨申し入れをしました。しかし、あくまでも自主的な判断で対応していただきたく、文書等による強い申し入れは行っていません。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○広島テレビから「再送信停止」の通知がないなど特段の反応がない状況であり、手続き中との認識だったが、平成19年3月からの協議の中で、「同意できない」との回答を受け、同意がないとの認識に至った。</p>	<p>●再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れており。以降同意なき状態が継続していると認識しております。</p> <p>さまざまな状況の変化に対応するために契約には期限があります。再送信同意の契約期限が終了する場合は双方で協議し、整わない場合は同意のない状態となります。</p>
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することは</p>	<p>○協議を続行する意思はあり、一方的に協議を打ち切ったとは考えていない。広島テレビは「社の方針として区域外再送信は認めない」と主張、条件提示や、協議の見通しは示されず、協議を重ねても「社の方針」を変更することはあり得ないと判断せざるを得なかった。</p>	<p>●意見書で述べたとおり、申請者は中国総合通信局の期限を切った指導により大臣裁定を申請したものであり「協議中」と認識しております。したがって、協議を続ける意思はあります。</p> <p>申請者は福岡の民放全社からアナログ放送の同意を得て福岡波を再送信し</p>

		ないか。		<p>ています。その上で同意を得ないまま広島波の再送信をしています。福岡の民放5波に加え広島波の民放4波を再送信しているわけです。地元局の経営に対する県外波の再送信による影響は大きく、たとえケーブル契約者の要望があるとしても同意のない広島波の4波までも違法再送信する道理は無いと考えます。</p> <p>しかし、さらに協議を続けることにより、デジタル放送への対応や著作権の厳密な処理、そして広告主とのマーケティングの観点での放送区域の調整等の課題に取り組むことにより、裁定以外の方法で解決する余地はあると考えます。</p>
同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>			
九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○「放送の意図」を担保する目的の法の精神にのっとった裁定を高く評価する。九州の大臣裁定は同意を得ているアナログからデジタルへの継続であり、中断したアナログの同意を求めている今回とはこの点で異なる。再度、協議して解決する可能性は低いのではないかと思われる。</p>	<p>●九州の大臣裁定については「放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず」とあります。しかし、広告放送においてテレビCMは放送エリアと放送期間の2つが重要な要素となっており、それを逸脱すればマーケティングの意図を崩すこととなります。広告主が「知らないまま区域外再送信が勝手に行われ、広告が放送として想定外の地域に届くことは問題である」と述べているとおり、放送番組とあわせテレビCMの「放送の意図」である地域と期間について、さらにご検討いただきたいと考えております。九州の大臣裁定を踏まえての協議や解決の可能性はありません。なぜなら申請者は違法再送信を続けながら大臣裁定を申請しました。さらに、裁</p>	

				<p>定申請には希望する再送信の開始日を「裁定があり次第速やかに」と、いかにも現状再送信をしていないかのように表記しており、申請に虚偽の内容があります。</p> <p>このように違法状態を続け、さらに事実と異なる内容で申請を行う申請者は、いわゆるクリーンハンドの原則に違反し、あるいは権利濫用として、ケーブル事業者としての適格性と本件申請の資格を有していないというべきものであると考えます。</p> <p>さらに、アナログ再送信の同意がある状態でデジタル再送信の同意を求めて大臣裁定を申請した大分のケースとは次元が異なり、申請者はアナログで同意なき違法再送信を続けながら大臣裁定を申請し、違法状態を追認させようとしている点があり、ケーブル事業者として遵法精神の面で疑問があります。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○（同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため）</p> <p>今後、同意期限が超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠（社内体制等）は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>○従来通り、同意期限を把握し、期限以前に放送事業者に再送信同意の申し込みを行う。放送事業者から同意が得られない場合、早期に協議に入り、鋭意、同意を得られるよう努力する。しかし、放送事業者が同意に応じない場合は、大臣裁定を申請せざるを得ないとする。</p>	<p>●検討しておりません。</p>

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) Kビジョン株式会社 × (放送事業者) 株式会社中国放送】

<以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。>

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○同意期限(平成15年10月31日)は十分に承知しており、中国放送に対し、期限が切れる前の平成15年9月22日付で、再送信申込書(別紙中国1)を、同意を得た前回(平成10年10月)にならって郵送した。</p>	<p>●再送信同意申請に対して判断しており、期限切れ等の把握をし管理する必要はない。</p> <p>2005年10月の再送信同意願いに対し2005年10月に不同意文書を送付している。</p> <p>また、2007年3月にも文書にて不同意を通知しており、本協議まで同意期限が過ぎたままになっているという認識はない。</p> <p>2007年4月に違法な再送信が行われていることが分かり、本協議中に違法再送信を停止するよう要請した。</p>
	協議の申し入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申し入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのなら、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申出はあったか。申出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応し</p>	<p>○再送信申し込みに対し、中国放送から回答等がないまま、協議の申し入れは行っていない。</p> <p>○平成16年10月と17年10月、それぞれ、1年間の同意期限が切れる時期にあわせて、再送信申込書を郵送した。これに対して、中国放送から平成16年には回答等はなく、平成17年になって「不同意とさせていただきます」との文書が郵便で届いた。協議等の申し入れは平成19年2月まで行っていない。</p>	<p>●期限切れ前後には、申請者からの協議等の申し入れはされていない。</p> <p>●申請者からの申し出は、2007年4月と5月の2回、清水技術部長より電話であった。協議の記録は全て残してある。</p> <p>●協議の申し出があるたびに、当社の編成制作部長、技術管理部長、映像センター担当部長他が当社応接室にて真摯に対応した。</p> <p>●Kビジョンより、1998年に当社より同意を受け、その同意期限切れの2003年以降同意を得ていないことの謝罪や、総通局の指導について説明があり、当社からは不同意理由の説明など行った。</p>

		<p>なかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのようなものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>		<p>上記3項目についての詳細は、意見書の<資料1>に詳しく記載してある。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があると認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(K ビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○中国放送から「不同意とさせていただきます」との文書が届いた平成17年10月までは手続き中と受け止めており、違法性の認識はなかった。不同意の通知が届いた後は、違法性の認識が皆無とは言えないものの、「再送信停止」まで求めた強い内容ではなかったこともあり、違法性の認識の程度は低かった。</p> <p>○「適法に処理している」との主張は行っていない。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていたことがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○中国放送から「再送信停止」等の要請はなく、また、一方的に停止することに、長年、視聴してきた加入者から理解が得られるとは考えられないため、停止しなかった。</p> <p>○裁定申請の要件を満たしていなかったため。</p>	<p>●不同意通知をしているにもかかわらず再送信を行っているのが分かったのは、2007年4月。</p> <p>本協議中に、違法な再送信を停止するよう要請したが、現在も違法再送信は継続されている。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○平成19年2月に文書で同意を要請、これに対して、中国放送から同3月に「不同意とさせていただきます」との文書が届いており、現在は、同意がないとの認識。</p>	<p>●2005年10月と2007年3月に文書で不同意を通知しているので、同意はない。</p>
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○協議を続行する意思はあり、一方的に協議を打ち切ったとは考えていない。中国放送は「社の方針として区域外再送信は認めない」と主張、条件提示や、協議の見通しは示されず、協議を重ねても「社の方針」を変更することはあり得ないと判断せざるを得なかった。</p>	<p>●2003年以降、再送信同意を受けていない中、再送信を継続し、総通局の指導があつて後に、2007年2月に、前年に再送信願いを出しているかのような文書を当社に送るなど、企業倫理上の不適格性などいろいろ問題点があるため、現状ではKビジョンと協議する状況にはないが、拒むものではない。また、詳細は意見書の「2. 有線テレビジョン放送法第13条2項本文の同意しない理由」に述べて</p>

				<p>いる。</p> <p>Kビジョンが、同意のない違法な再送信をやめることが解決する方法と認識する。</p>
	同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>		
	九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○「放送の意図」を担保する目的の法の精神にのっとった裁定を高く評価する。九州の大臣裁定は同意を得ているアナログからデジタルへの継続であり、中断したアナログの同意を求めている今回はこの点で異なる。再度、協議して解決する可能性は低いのではないかと思われる。</p>	<p>●「大臣裁定」制度は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないため、かねてよりその撤廃を求めてきているが、今回地上放送局側の主張が一切斟酌されておらず、裁定の判断が時代にそぐわない 5 基準に基づき行われたことは、大変不本意である。</p> <p>今回、「放送の意図」が編集権以外は認められず、同意をしない正当な理由がその編権が害され、または歪曲されることのみ限定されているが、地上放送における「放送の意図」には「放送の地域性」、「地域への災害情報の提供」や「地域限定のCM」があり、このたびの大臣裁定は甚だ遺憾である。再度協議しての解決の可能性はないと思う。大分地区はアナログの同意があるが、当社はKビジョンに対して不同意を書面で通知している。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限が超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請</p>	<p>○従来通り、同意期限を把握し、期限以前に放送事業者に再送信同意の申し込みを行う。放送事業者から同意が得られない場合、早期に協議に入り、鋭意、同意を得られるよう努力する。しかし、放送事業者が同意に応じない場合は、大臣裁定を申請せざるを得ないと思う。</p>	<p>●同意文書の交付はしない。</p> <p>電波監理審議会へ異議申し立てを行うことを検討する。</p>

		者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。		
--	--	--	--	--

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 株式会社アイ・キャン × (放送事業者) 株式会社広島ホームテレビ】

＜以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。＞

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○同意期限前に事前打合せを行ったが、平成16年8月26日に広島ホームテレビ(HOME)より文書にて、従来通りの申請に付帯条件(山口県内系列局である山口朝日放送/YABの承諾を得てくるよう提示)を付けられ、YABと本条件について何度も訪問し交渉を行ったが、期限切れまでにYABに承諾を頂くに至らなかった。(別添参照)</p> <p>HOMEとは引き続き協議をし、YABの承諾が取れ次第、同意する旨の了承を得ていた。</p>	<p>●当社は、アイ・キャンに対して平成16年10月31日の期限を最後に再送信同意を行っていない。同意期限の日時を過ぎていることが「分かった」、「分からない」の問題ではなく、当然再送信を停止しているとの認識で、当社からその調査などを行っていない。平成16年11月1日以降の再送信同意要請に対し、拒絶している訳で、更新の意思など確認する必要はないと考える。</p>
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申入れがあったか。申入れがあったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申入れに対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのような</p>	<p>○当初、HOMEに対して従来どおり更新申請書を郵送したが付帯条件を提示されたため、何度か訪問し交渉を行った。</p> <p>○山口県内系列局(YAB)の承諾という付帯条件だったので、YABと誠心誠意協議を行った結果、広島波をVHF帯ではなくミッドバンドへ移してほしいといわれ、弊社では送受信機器を新設し可能なエリア(新規拡張エリア)から、広島波のミッドバンドへの移行を行い誠実に対応し、再度YABと協議を行ったがYABは当初とは状況が変わってきたため承諾できないとし、県外波再送信の承諾は得られなかった。</p> <p>こういった状況をHOMEに報告し、付帯条件の削除を申し入れたが、受け入</p>	<p>●協議の申入れはあった。協議の詳細については、平成19年7月12日、中国総合通信局に提出した意見書にすべて記載済である。しかし当社対応者の記載が無いので別紙の通り補足添付する。</p> <p>●対応した。協議の詳細については、平成19年7月12日、中国総合通信局に提出した意見書にすべて記載済である。しかし当社対応者の記載が無いので別紙の通り補足添付する。</p> <p>●内容について。協議の詳細については、平成19年7月12日、中国総合通信局に提出した</p>

		<p>ものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>	<p>れてもらえず、引き続き協議を行うこととなった。</p>	<p>意見書にすべて記載済である。しかし当社対応者の記載が無いので別紙の通り補足添付する。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があると認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(K ビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○同意期限切れ時点で、有線テレビジョン放送法上、問題があることは認識していたが、上記のことから継続協議中ということで、必ずしも違法であるとは考えていなかった。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていたことがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○HOMEとの継続協議中という認識で、YABの承諾という条件が整い次第、同意を出すということで、再送信を止めることはせず、裁定申請も行わなかった。</p>	<p>●求めている。 有線テレビジョン放送法により認可を受けた事業者が法律違反を平然とするなどと言う認識がない。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○YABの承諾という付帯条件について継続協議中で、HOME から書面での同意はもらえていないが、協議期間中は同意していただいているという認識だったため再送信を止める必要はないと考えていた。</p>	<p>●同意はないという認識。 当社から、同意書を発行していないので当然同意はない、同意したものについてはすべて同意書を発行している。</p>
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○HOME、YABの両社と誠心誠意協議を行っていたが、中国総合通信局より、書面による同意がない場合行政指導を行う旨の通知があり、又このまま協議を行っても YAB から承諾をいただける見込みがなく、HOME とも広島波の受信状況の調査結果も提示し協議を行っていたが付帯条件は外せないということだったので、止むを得ず裁定申請を行った。</p>	<p>●協議は可能。 アイ・キャンが当社の示した案に同意するかどうかが論点。 裁定申請前に当社は、アイ・キャンに対して「当社の放送区域内である旧岩国市内については再送信に同意する」と呈示している。アイ・キャンが、この提案を了承することが裁定以外の解決方法である。</p>
	同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリ</p>		<p>●従来の業務エリアは、当社の放送区域内である為。</p>

		<p>ア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>		
	九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○大分県では、福岡県境に位置する日田市のCATV局は裁定申請に至る前に隣接する県外波再送信同意を得ていて、今回裁定申請を行ったCATV局は県央地域となる。</p> <p>広島県との県境に位置する地域をエリアとする弊社の状況は、裁定申請に至る前に県外波の再送信同意を得た大分県日田市CATV局と同様であり、九州の事例から見ると、岩国市は裁定に至る前に同意を得られるべき地域であると考えている。</p>	<p>●これを発端として、すべての有線放送事業者の再送信が裁定で認められると、放送秩序は無くなり放送業界そのものが崩壊し、地上波放送局の経営悪化により、視聴者への情報量は激減すると考える、裁定は誠に遺憾である。</p> <p>九州はデジタルでの裁定申請であることと、これまでアナログの再送信はすべて同意していたところが違う。山口のケースはアナログでの裁定申請であり、当社は平成16年11月から再送信に同意していない。大分と同一視されるのは疑問である。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限が超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>○今後もHOMEに対して、誠心誠意協議を行い、同意を得られるよう努力する。</p> <p>ただし、放送事業者の対応によっては同様のことが起こる可能性もある。</p>	<p>●仮定の話には返答できない。もし裁定が出たらその後検討する。</p>

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 株式会社アイ・キャン × (放送事業者) 株式会社テレビ新広島】

<以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。>

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○同意期限前に事前打合せを行ったが、平成15年10月従来通りの申請に付帯条件(山口県内放送局 山口放送/KRY、テレビ山口/TYS、山口朝日放送/YABの承諾を得てくること)を付けられ、山口県内放送局と本条件について何度も訪問し交渉を行ったが、期限切れまでに山口県内放送局に承諾を頂くに至らなかった。</p> <p>テレビ新広島(TSS)とは引き続き協議をし、山口県内放送局の承諾が取れ次第、同意する旨の了承を得ていた。</p>	<p>●当該同意の期限については、同意期限の終了前より認識はなされている。(事前に有線テレビジョン事業者より再送信申込があり、同意のための条件として、山口県の放送事業者の同意が必要になる旨を、口頭説明および文書送付)同意期限が切れた以降も、電話により状況の確認を行ってきた。</p> <p>地域放送事業者と協議中の認識により停止要請はしていない。また、我々には再送信停止の権限も法的強制力もない。停止命令は、総務省の行政指導によるものしかないと認識している。</p>
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申出はあったか。申出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p>	<p>○当初、TSSに対して従来どおり更新申請書を郵送したが付帯条件を指示されたため、何度か訪問し交渉を行った。</p> <p>○付帯条件とは広島東洋カープ球団の承諾(放送エリアの問題と著作権等の問題)と山口県内局の承諾ということだった。広島東洋カープ球団と交渉した結果、口頭ベースで承諾するという回答をいただき、この件の付帯条件はクリアしている。</p> <p>また山口県内放送局と誠心誠意協議を行った結果、広島波をVHF帯ではなくミッドバンドへ移してほしいといわれ、弊社では送受信機器を新設し可能なエリア(新規拡張エリア)から、広島波のミッ</p>	<p>●同意期限終了前は、申請者からの電話による協議の申出を受け、対応を行っている。</p> <p>2006年2月、エリア拡張に伴う再送信申込があり、同意条件について、再度電話で協議を行った。</p> <p>同意期限以降、担当者間で4回程度電話による同意条件の状況確認を行ったが、進展が見られなかった。</p> <p>2007年3月12日、有線テレビジョン事業者が来社し、編成・技術にて対応。カープ球団との権利処理、著作権処理、県外CMなどについて改めて協議を行った。</p> <p>山口県の放送事業者の同意について</p>

		<p>●協議を行ったのならば、その内容はどのようなものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>	<p>ドバンドへの移行を行い誠実に対応し、再度山口県内放送局と協議を行ったが当初とは状況が変わってきたため承諾できないとし、県外波再送信の承諾は得られなかった。</p> <p>こういった状況をTSSに報告し、付帯条件の削除を申し入れたが、受け入れてもらえず、引き続き協議を行うこととなった。</p>	<p>も、状況確認を再度行ったが進展は見られなかったため、山口の放送事業者との協議を再度要望した。</p> <p>添付資料①</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があると認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(K ビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○同意期限切れ時点で、有線テレビジョン放送法上、問題があることは認識していたが、上記のことから継続協議中ということで、必ずしも違法であるとは考えていなかった。</p>	<p>●同意条件についての進捗状況の確認を行っており、再送信の停止の通知は行っていない。</p> <p>理由は、先に述べたとおり。</p>
	是正	<p>○同意期限を過ぎていることがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○TSSとの継続協議中という認識で、山口県内放送局の承諾という条件が整い次第、同意を出すということで、再送信を止めることはせず、裁定申請も行わなかった。</p>	<p>●同意はないという認識。</p> <p>有線テレビジョン放送法では、同意なく放送を継続しても何の罰則もなく、行政指導のみが解決手段ではないか。我々テレビジョン放送事業者としては、地上放送の秩序維持と、地域免許制度の観点から、同意できない。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○山口県内放送局の承諾という付帯条件について継続協議中で、TSSから書面での同意はもらえていないが、協議期間中は同意していただいているという認識だったため再送信を止める必要はないと考えていた。</p>	<p>●同意はないという認識。</p> <p>有線テレビジョン放送法では、同意なく放送を継続しても何の罰則もなく、行政指導のみが解決手段ではないか。我々テレビジョン放送事業者としては、地上放送の秩序維持と、地域免許制度の観点から、同意できない。</p>
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○TSS、山口県内局の双方と誠心誠意協議を行っていたが、中国総合通信局より、書面による同意がない場合行政指導を行う旨の通知があり、又このまま協議を行っても山口県内放送局から承諾をいただける見込みがなく、TSSとも広島波の受信状況の調査結果も提示し協議を行っていたが付帯条件は外せない</p>	<p>●先に述べた観点から、地元テレビジョン放送事業者と当該CATV事業者の協議が前提である。協議の結果、地元テレビジョン放送事業者の同意が得られた場合、著作権法の解決に向けて、協議する用意はある。</p>

			いうことだったので、止むを得ず裁定申請を行った。	
	同意の条件	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>		●電波法による免許上の放送区域であり、弊社の電波を殆どの家庭で直接受信できるため。
	九州の大臣裁定	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○大分県では、福岡県境に位置する日田市のCATV局は裁定申請に至る前に隣接する県外波再送信同意を得ていて、今回裁定申請を行ったCATV局は県央地域となる。</p> <p>広島県との県境に位置する地域をエリアとする弊社の状況は、裁定申請に至る前に県外波の再送信同意を得た大分県日田市CATV局と同様であり、九州の事例から見ると、岩国市は裁定に至る前に同意を得られるべき地域であると考えている。</p>	<p>●地域免許制度を無視した裁定であり、同じ省庁内に相容れない法律があることを認識の上での裁定には、極めて遺憾であります。</p> <p>再度の協議については、先に述べた通り。</p> <p>差異は、大分ではデジタル放送の区域外再送信に関わる裁定であるが、今回は、違法再送信の状態を是正するための裁定である。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため)</p> <p>今後、同意期限が超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>○今後もTSSに対して、誠心誠意協議を行い、同意を得られるよう努力する。</p> <p>ただし、放送事業者の対応によっては同様のことが起こる可能性もある。</p>	<p>●少なくとも著作権法による著作権・著作隣接権の処理を終えない限り同意できないと考えています。また、電監審への異議申し立ても検討します。</p>

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 株式会社アイ・キャン × (放送事業者) 広島テレビ放送株式会社】

＜以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。＞

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○同意期限前に事前打合せを行ったが、平成15年10月従来通りの申請に付帯条件(山口県内系列局である山口放送/KRYの承諾を得ること)を付けられ、KRYと本条件について何度も訪問し交渉を行ったが、期限切れまでにKRYに承諾を頂くに至らなかった。</p> <p>広島テレビ放送(HTV)とは引き続き協議をし、KRYの承諾が取れ次第、同意する旨の了承を得ていた。</p>	<p>●再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れており、その時点でその事実を認識しております。</p> <p><u>同意期限に達する前に申請者から同意継続の要請がありましたが、同意はできない旨伝えました。</u></p> <p>同意期限が切れた時点で再送信は当然停止されているものと認識しており、再送信停止の要請はしておりません。</p>
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申出はあったか。申出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのような</p>	<p>○当初、HTVに対して従来どおり更新申請書を郵送したが付帯条件を指示されたため、何度か訪問し交渉を行った。山口県内系列局(KRY)の承諾という付帯条件だったので、KRYと誠心誠意協議を行った結果、広島波をVHF帯ではなくミッドバンドへ移してほしいといわれ、弊社では送受信機器を新設し可能なエリア(新規拡張エリア)から、広島波のミッドバンドへの移行を行い誠実に対応し、再度KRYと協議を行ったがKRYは当初とは状況が変わってきたため承諾できないとし、県外波再送信の承諾は得られなかった。</p> <p>こういった状況をHTVに報告し、付帯条件の削除を申し入れたが、受け入れてもらえず、引き続き協議を行うこととな</p>	<p>●同意期限が切れた後、文書での再送信同意申込書は届いておりません。</p> <p>協議は申請者の申し出を受け、平成19年3月2日、4月11日、5月9日の3回協議を行い、編成局長、編成部長、技術局長、技術管理担当部長ほかが対応しました。協議の席で再送信同意の申し入れがありましたが、旧岩国市は当社の放送区域と認識しており再送信区域を旧岩国市に限定するなら地元局である山口放送の了承が得られるように当社からも働きかけをする余地があること、そしてなによりも視聴習慣がありケーブル契約者の混乱も防止できるので、同意できる旨を表明しました。</p>

		<p>ものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>	た。	
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があるかと認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(K ビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	○同意期限切れ時点で、有線テレビジョン放送法上、問題があることは認識していたが、上記のことから継続協議中ということで、必ずしも違法であるとは考えていなかった。	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていたことがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	○HTVとの継続協議中という認識で、KRYの承諾という条件が整い次第、同意を出すということで、再送信を止めることはせず、裁定申請も行わなかった。	<p>●同意期限切れにより再送信は当然停止されるものと認識していましたが、平成19年3月協議により、同意期限が切れた後も引き続き再送信されていることが判明しました。</p> <p>同意なき再送信が違法であるという認識は双方で一致しており、協議の中では再送信の停止も検討していただきたい旨申し入れをしました。しかし、あくまでも自主的な判断で対応していただきたく、文書等による強い申し入れは行っていません。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	○KRYの承諾という付帯条件について継続協議中で、HTVから書面での同意はもらえていないが、協議期間中は同意していただいているという認識だったため再送信を止める必要はないと考えていた。	<p>●再送信同意は平成15年10月31日で期限が切れており。以降同意なき状態が継続していると認識しております。</p> <p>さまざまな状況の変化に対応するために、契約には期限があります。再送信同意の契約期限が終了する場合は双方で協議し、整わない場合は同意のない状態となります。</p>
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することは</p>	○HTV、KRYの両社と誠心誠意協議を行っていたが、中国総合通信局より、書面による同意がない場合行政指導を行う旨の通知があり、又このまま協議を行ってもKRYから承諾をいただける見込みがなく、HTVとも広島波の受信状況の調査結果も提示し協議を行っていたが付	<p>●意見書で述べたとおり、申請者は中国総合通信局の期限を切った指導による大臣裁定を申請したものであり「協議中」と認識しています。したがって協議を続ける意思はあります。</p> <p>論点の中心は業務区域です。申請者は無通告で業務区域を拡大し違法再</p>

		ないか。	帯条件は外せないということだったので、止むを得ず裁定申請を行った。	送信を行っている事実があります。違法状態を是正し、当社放送の再送信区域を平成15年の同意内容と同じ旧岩国市に限定すれば、同意は可能です。 さらに協議を続けることにより、デジタル放送への対応や著作権の厳密な処理そして広告主とのマーケティングの観点での放送区域の調整等の課題に取り組むことにより裁定以外の方法で解決する余地はあると考えます。
同意の条件		○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。 ●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。		●旧岩国市は開局当初から当社の放送区域と認識しており、再送信区域を旧岩国市に限定するなら、地元局である山口放送の了承が得られるよう弊社からも働きかける余地があることと、なによりも視聴習慣がありケーブル契約者の混乱も防止できるので、同意できる旨を表明してきました。
九州の大臣裁定		○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。	○大分県では、福岡県境に位置する日田市のCATV局は裁定申請に至る前に隣接する県外波再送信同意を得ていて、今回裁定申請を行ったCATV局は県央地域となる。 広島県との県境に位置する地域をエリアとする弊社の状況は、裁定申請に至る前に県外波の再送信同意を得た大分県日田市CATV局と同様であり、九州の事例から見ると、岩国市は裁定に至る前に同意を得られるべき地域であると考えている。	●九州の大臣裁定については「放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず」とあります。しかし、広告放送においてテレビCMは放送エリアと放送期間の2つが重要な要素となっており、それを逸脱すればマーケティングの意図を崩すこととなります。広告主が「知らないまま区域外再送信が勝手に行われ、広告が放送として想定外の地域に届くことは問題である」と述べているとおり、放送番組とあわせテレビCMの「放送の意図」である地域と期間について、さらにご検討いただきたいと考えております。 九州の大臣裁定を踏まえての協議や解決の可能性はありません。 なぜなら申請者は違法再送信を続けながら大臣裁定を申請しました。さらに、裁定申請には希望する再送信の開始日を「裁定があり次第速やかに」と、いかにも現状再送信をしていないかのように表記しており、申請に虚偽の内容があります。

				<p>このように違法状態を続け、さらに事実と異なる内容で申請を行う申請者は、いわゆるクリーンハンドの原則に違反し、あるいは権利濫用として、ケーブル事業者としての適格性と本件申請の資格を有していないというべきものであると考えます。</p> <p>さらに、アナログ再送信の同意がある状態でデジタル再送信の同意を求めて大臣裁定を申請した大分のケースとは次元が異なり、申請者はアナログで同意なき違法再送信を続けながら大臣裁定を申請し、違法状態を追認させようとしている点があり、ケーブル事業者として遵法精神の面で疑問があります。</p>
将来	裁定後の動向	<p>○（同意期限等が超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため） 今後、同意期限が超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠（社内体制等）は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>○今後もHTVに対して、誠心誠意協議を行い、同意を得られるよう努力する。 ただし、放送事業者の対応によっては同様のことが起こる可能性もある。</p>	<p>●検討しておりません。</p>

同意に係る意見聴取回答様式(裁定申請に係る組合せ別)

【(有線テレビジョン放送事業者) 株式会社アイ・キャン × (放送事業者) 株式会社中国放送】

＜以下、「○」については、有線テレビジョン放送事業者に対する質問であり、「●」については、放送事業者に対する質問。その他意見聴取において記載すべき事項があれば、なるべく追記されたい。＞

		聴取項目	有線テレビジョン放送事業者からの回答	放送事業者からの回答
過去	同意書に記載されている期限に対する認識	<p>○同意書に記載されている期限の日時(以下「同意期限」という。)を過ぎていることが分かったのは、いつか。仮に、当該日時以降に分かったならば、それまでに気がつかなかったのはなぜか。</p> <p>●同意期限の日時を過ぎていることが分かったのは、いつか。当該日時を過ぎていることが分かってから、有線テレビジョン放送事業者に対して、更新の意思の確認又は再送信の停止の要請等を行ったか。行わなかったとすれば、なぜか。</p>	<p>○既設エリアは、平成20年10月31日まで同意あり。</p> <p>○新規エリアについては、平成18年2月弊社よりエリア拡張に関する再送信同意申請書提出。平成18年2月 美和町長より中国放送。(RCC)に対し再送信同意の嘆願書を提出。平成18年4月RCCより「不同意」の文書が送付される。平成18年5月 弊社がRCCを訪問し再度協議、継続協議中という認識で再送信</p>	<p>●当社は、アイ・キャンに対して旧業務区域の再送信申し込みについては文書により同意している。</p> <p>本大臣裁定申請に係る業務拡張区域の再送信申し込みについては、当初より文書により不同意を伝えているので、この項目に対しては該当しない。</p> <p>ただし、2007年3月に違法再送信がわかり、本協議のなかで再送信停止を要請し、現在は停止している。</p>
	協議の申入れ	<p>○同意期限の前又は後に、放送事業者に対して、協議の申入れをしたのか(いつ、誰が、何回、どのような方法等、具体的に)。</p> <p>○協議を行ったのならば、どのような議事内容であったか。先方から提示された質問事項等があれば、それに誠実に対応したか。</p> <p>●申請者から協議の申出はあったか。申出があったならば、それは、いつ、誰が、何回、どのような方法であったか。仮に記録がない等とするならば、なぜか。</p> <p>●協議の申出に対し、対応したか。対応したならば、いつ、誰が等、どのような対応をしたのか。また、対応しなかったならば、なぜ対応しなかったのか。</p> <p>●協議を行ったのならば、その内容はどのような</p>	<p>○平成19年3月 RCCを訪問し協議、再度再送信同意申請書を提出</p> <p>・平成19年3月 RCCより「不同意」の文書が送付される</p> <p>・平成19年4月 RCCを訪問し協議</p> <p>・平成19年4月 RCCと弊社とで認識の相違があったので、再送信を停止</p> <p>・平成19年4月 岩国市における広島波の受信状況調査結果を提示し協議</p> <p>・平成19年5月 岩国市長がRCCを訪問し再送信同意のお願い</p> <p>・平成19年5月 RCCを訪問し協議するが進展なく、裁定申請を提出</p>	<p>●申請者からの協議の申し出は、2006年5月より2007年5月まで6回、吉村氏他より電話であった。協議の記録は全て残してある。</p> <p>協議の申し出があるたびに、当社の編成制作部長、技術管理部長、映像センター担当部長他が当社応接室にて真摯に対応した。</p> <p>アイ・キャンからは、同意についての申し込みや違法再送信にいたった経緯、違法であることを認識していることなど説明があり、当社からは業務拡張区域については同意できない理由などを説明した。</p> <p>また、当社からは違法再送信を止める</p>

		<p>ものであったか。貴方から質問、要望等を行ったか。もし質問、要望等を行ったのならば、その内容は何か。</p> <p>(両者間で認識のズレがある場合には、そのズレの要因等を把握するよう努めてください。)</p>		<p>よう要望した。</p> <p>上記3項目についての詳細は、意見書の〈資料2〉に詳しく記載してある。</p>
	認識	<p>○同意期限を過ぎて再送信していることについて、違法の可能性があるかと認識していたか。認識していたのであれば、それはいつからか。</p> <p>○(K ビジョンのみ)有テレ法に基づいて、適法に処理しているというのは、どういう趣旨か。</p>	<p>○有線テレビジョン放送法上、問題があることは認識していたが、再送信放送中は上記のことから継続協議中ということで、必ずしも違法であるとは考えていなかった。しかし、RCCより放送を停止するよう指示があったので、再送信を停止した。</p>	
	是正	<p>○同意期限を過ぎていたことがわかった時点で、再送信を停止しなかったのはなぜか。また、なぜ、協議が調わない等の事情があれば、そのときに、裁定申請をしなかったのか。</p> <p>●同意期限を過ぎて再送信を行っていることが分かって、その後、再送信の停止等を求めたか。行わなかったとしたならば、それはなぜか。</p>	<p>○RCCとの継続協議中という認識で再送信をしていたが、認識の相違が分かった時点(平成19年4月9日)で再送信を停止した上で、引き続き協議を行っていたので、裁定申請も行わなかった。</p>	<p>●業務区域拡張に伴う拡張区域の再送信申し入れの際に、同意できない旨伝えており、同意願いが出た際も文書にて不同意を伝えている。本協議の中で違法な再送信を行っていることが判明したため、停止を求め、その再送信が止められた。</p> <p>また、申請者も違法性は認識している</p> <p>詳細は、意見書の〈資料2〉に記載してある。</p>
現在	同意の認識	<p>○●現在の同意の状況は、書面での合意はないものの、同意があるという認識か。それとも、同意がないという認識か。(いずれにしても)そう考える根拠は何か。</p>	<p>○新規拡張エリアについては、書面での同意はもらえていないものの広島県他3局と同様に協議中と認識し放送していたが、放送停止の指示を受けたので、止むを得ず再送信を停止した。</p>	<p>●旧業務区域の再送信申し込みは同意しており、本大臣裁定申請に係る業務拡張区域については当初より文書にて不同意を伝えている。したがって、本大臣裁定申請に係る区域について同意はない。</p>
	協議の意向	<p>○放送事業者が協議継続の意思があるにもかかわらず、(一方的に)協議を打ち切り、裁定申請をしたのはなぜか。</p> <p>●今現在、協議をするつもりはあるか。協議内容を解決するための最大の論点は何か。今後、協議をすることによって、新たな条件提示等により、裁定以外の方法で解決することはないか。</p>	<p>○再送信停止後も岩国市における広島波の受信状況の調査結果等を提示し、誠心誠意協議を行っていたが、RCCの回答は地域性を考慮してもらえず民放連の区域外波再送信の考えと同様で再送信同意をする見込みがなかった。</p> <p>また弊社の再送信停止後、加入者からの放送再開の要望が多く1日も早く再送信を再開したい考えから、裁定申請を行った。</p>	<p>●申請者自身が違法を認識した上で合意を取らずに無断で再送信を開始したという企業倫理上の不適格性などいろいろ問題点があるため、現状ではアイ・キャンと協議する状況にはないが、拒むものではない。また、詳細は意見書の「2. 有線テレビジョン放送法第13条2項本文の同意をしない理由」に述べている。</p> <p>アイ・キャンが、拡張区域の再送信申請を取り下げることが解決する方法と認識する。</p>

<p>同意の条件</p>	<p>○(アイ・キャンのみ)従来の業務エリアでの再送信であれば既に同意が得られているならば、エリア拡張にこだわらなければ、裁定申請によらずとも協議で解決できたのではないか。エリア拡張にこだわるのは、なぜか。</p> <p>●(アイ・キャンに対応する者のみ)従来の業務エリアでの再送信であれば同意を与えるとしているのはなぜか。</p>	<p>○エリア拡張といえども他の市町村ではなく同じ岩国市内であり、当時、該当地域の合併前の町長から、住民のために広島県波が必要であると嘆願文書が提出されている。また、合併後も岩国市長が広島県放送局を訪問し情報格差が生じることは容認できない旨伝え、再送信同意をお願いしている。</p> <p>岩国市は広島県との隣接地域であり、弊社が開局(平成4年)する以前から一般家庭でも広島波を受信・視聴している地域で、今回裁定申請を行った該当地域も弊社がエリア拡張する以前から既設共聴施設(広島県各放送局から再送信同意を得ている)や既設アンテナでRCCを視聴している地域である。</p> <p>こういった状況、住民感情を考慮し、弊社としては再送信を行わないという選択は出来ない。</p>	<p>●総務省より許可されている免許上の放送区域となっているため。</p> <p>具体的な放送区域は、意見書の〈資料4〉のとおり。</p>
<p>九州の大臣裁定</p>	<p>○●九州の大臣裁定結果について、どのように考えるか。九州の大臣裁定の結果を踏まえて、再度協議し、解決する可能性はあるか。可能性がないと考えるのであれば、大分の事例と今回の事例の差異は何と考えるか。</p>	<p>○大分県では、福岡県境に位置する日田市のCATV局は裁定申請に至る前に隣接する県外波再送信同意を得ていて、今回裁定申請を行ったCATV局は県央地域となる。</p> <p>広島県との県境に位置する地域をエリアとする弊社の状況は、裁定申請に至る前に県外波の再送信同意を得た大分県日田市CATV局と同様であり、九州の事例から見ると、岩国市は裁定に至る前に同意を得られるべき地域であると考えている。</p>	<p>●「大臣裁定」制度は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないため、かねてよりその撤廃を求めてきているが、今回地上放送局側の主張が一切斟酌されておらず、裁定の判断が時代にそぐわない基準に基づき行われたことは、大変不本意である。</p> <p>今回、「放送の意図」が編集権以外認められず、同意をしない正当な理由がその編集権が害され、または歪曲されることのみ限定されているが、地上放送における「放送の意図」には「放送の地域性」、「地域への災害情報の提供」や「地域限定のCM」があり、このたびの大臣裁定は甚だ遺憾である。</p> <p>再度協議しての解決の可能性はないと思う。大分地区はアナログの同意があるが、当社はアイ・キャンに対して業務区域拡張の申し入れの際より不同意を伝えており、それを無視しての再送信であること。</p>

将来	裁定後の動向	<p>○(同意期限等を超えてしまった要因に基づき、個別の要因への措置が具体的に取れるかどうかを把握するため) 今後、同意期限を超える等同じようなことは起きるか。起きたら、どうするか。起きないと考えるのであれば、その具体的な根拠(社内体制等)は何か。</p> <p>●仮に同意すべきとの裁定が出た場合、申請者からの同意書の更新申請があったら、どのように対応するのか。同意書は交付するか。</p>	<p>○今後もRCCに対して、誠心誠意協議を行い、同意を得られるよう努力する。 ただし、放送事業者の対応によっては同様のことが起こる可能性もある。</p>	<p>●同意文書は交付しない。 電波監理審議会へ異議申し立てを行うことを検討する。</p>
----	--------	---	--	--